

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会  
社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変  
更の認可について

(諮問第3185号)

<目次>

1	報告書	.....	1
2	答申書（案）	.....	15
3	申請概要	.....	16
4	審査結果	.....	39

別添 1 接続約款変更認可申請書（写）（東日本）

別添 2 接続約款変更認可申請書（写）（西日本）

令和6年12月6日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 山下 東子 殿

接 続 委 員 会  
主 査 相 田 仁

## 報 告 書

令和6年10月2日付け諮問第3185号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見(案)

意見募集期間:令和6年10月3日(木)~同年11月1日(金)(案件番号:145210372)

再意見募集期間:令和6年11月11日(月)~同年11月24日(日)(案件番号:145210398)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人:3件)

再意見提出者 3件(法人:3件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。  
※意見及び再意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	東日本電信電話株式会社
2	中部テレコミュニケーション株式会社	西日本電信電話株式会社
3	楽天モバイル株式会社	ソフトバンク株式会社
4	KDDI株式会社	—

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東日本・西日本の接続約款や「システム意見交換会」において、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能に定義がなされておらず、特定の用途を前提とした特定の事業者しか利用しない機能についても、必須機能と整理される虞があると考える。</li> <li>● 接続料の算定等に関する研究会等において第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能に関する定義の整理を要望。</li> </ul>	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「接続料の算定等に関する研究会」において、「必須機能」は「ある機能の開発において機能実現のために削除不可のもの」、「付加機能」は「利便性向上のための機能で削除可能のもの」と説明している。</li> <li>■ 開発要否はシステム意見交換会で接続事業者の意向を踏まえ判断しており、費用負担は、開発する機能の内容及び受益者等に応じて判断しているため両者は別の議論である。</li> <li>■ 本申請に係る機能に関しては、本機能を利用する事業者が費用を負担いただくことを前提に、網改造料として申請したもの。</li> <li>■ 上記を踏まえると、意見1のような事象は生じないと考えており、今後もシステム意見交換会等の場を通じて関係事業者の説明する意向。</li> </ul>	<p>考え方1</p>	

<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書」の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上 情報開示のあり方(※該当箇所139頁:②開示する情報については、まずは、下記の内容を明記することが適当である。A) 開発・改修する想定機能数及び必須/付加の別)を受けて、光回線再利用に係る機能について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)が、関係する接続事業者との協議を経て、必須機能と付加機能に分けられている認識です。</p> <p>○ しかしながら、NTT東西殿の接続約款において、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能に定義がなされておらず、またNTT東西殿主催の「システム意見交換会」においてもその定義に関して明確な説明がなされておらず、透明性が確保されておりません。</p> <p>○ このような状況下では、明らかに特定の用途を前提とした特定の事業者しか利</p>	<p>○ 当社はこれまで、当社にて主催の「システム意見交換会」において、接続事業者様に対し様々な情報の開示に努めてきたところです。そのうち、「必須機能」及び「付加機能」の定義については、接続料の算定等に関する研究会第 81 回において当社よりご説明した通り、接続事業者様との意見交換の活性化に資するものとして開発の内容を踏まえて以下の通り当社にて分類しております。</p> <p>===</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「必須機能」:ある機能の開発において機能実現のために削除不可のもの</li> <li>● 「付加機能」:利便性向上のための機能で削除可能なもの</li> </ul> <p>===</p> <p>○ そのうえで、開発要否については上記分類に関わらずシステム意見交換会にご参加されている接続事業者様のご意向を踏まえ判断しております。また、上記の分類と費用負担のあり方はあくまでも別の議論であり、システム意見交換会で当社が「必須機能」に分類したとしても、</p>	<p>○ 接続料原価であるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下における適正原価と捉えられるものであることが必要であるため、適正な情報開示が行われることが原則と考えます。</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書」(令和6年9月 12 日公表)を踏まえ、御意見の開発・改修する想定機能に関する必須又は付加の別も含め、システム関連経費に関する情報開示手続及び開示する情報について、今後、NTT東日本・西日本の指定設備接続約款に規定されるものと承知しています。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者の意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて検討を進めるとともに、その変更の内容を接続事業者適切に説明することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
--	---	--	----------

<p>用しない機能についても、必須機能と整理される虞があり、その機能を利用しない接続事業者もその機能に係る開発・改修費を負担することとなり、過度な負担となる可能性があります。そのため、今後接続料の算定等に関する研究会等を通じて、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能の定義を整理していただくことを要望します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>そのことが直ちに全事業者様での費用負担に結び付くものではありません。費用負担については開発する機能の内容及び受益者等に応じて判断しております。</p> <p>○ なお、本申請に係る機能に関しては、事業者間転用に関する事業者会合において関係事業者間で意識合わせの上、本機能をご利用される事業者様に費用をご負担いただくことを前提に、網改造料として申請したものです。</p> <p>○ 以上のようなプロセスを踏むことで、ご指摘のような事象は生じないものと考えており、今後もシステム意見交換会等の場を通じて関係事業者間での認識の齟齬が生じないよう、より丁寧にご説明してまいります。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p>		
<p><b>意見2</b></p> <p>● 2025年2月26日以前から残置されている既存残置回線に関しては事業者の個別負担と整理されているが、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえた既存残置回線に係る接続料の算定方法の</p>	<p><b>再意見2</b></p> <p>■ 既存残置回線については、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」にて示された考え方に則り、既存残置回線数に応じて負担する整理になっている。</p>	<p><b>考え方2</b></p>	

<p>在り方等の見直しを要望。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同旨意見(1者)。</li> <li>● NTT東日本・NTT西日本が提供する光サービス卸の卸料金や FTTH サービス全体に影響が出る虞があるため、既存残置回線については、現行ルールのまま事業者の個別負担とすべき。</li> </ul>		
<p>○ シェアドアクセス方式の分岐端末回線においては、見直し時期後2025年2月26日以降)に新たに残置される回線の維持および撤去に係る費用は、基本的な接続料の原則どおり現用回線数に応じた負担(網使用料の算定対象)となり、事業者個別の負担は不要とする見直しが予定されています。一方、見直し時期前(2025年2月26日前)から残置されている回線(以下、「既存残置回線」)については、見直し時期後においても現行ルールのまま事業者の個別負担とされています。</p> <p>○ 新規残置回線に係るコストの網使用料化については、接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況が解消していることを理由に見直しされたものであり、この点にお</p>	<p>○ 当社としては、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書にて示された考え方(「既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担し、新規残置回線のコストのみ網使用料化することが適当である。」)に則り、2025年2月より運用を見直す考えです。</p> <p>○ なお、既存残置回線についても、今後、残置を判断した事業者以外の事業者による使用が広く進んでいくこと等が確認された場合には、そのコストの網使用料化を含め、接続料の算定方法の見直しを検討していく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿の「今後、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえ、既存残置回線に係る接続料の算定方法の</p>	<p>○ 既存残置回線の取扱いについては、今後、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」(令和5年9月6日公表)に基づき、必要に応じて見直しを検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>いては既存残置回線も同様であると考えます。</p> <p>○ 接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームが2025年2月26日に開始され引込線の効率性が高まることが見込まれることから、今後、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえ、既存残置回線に係る接続料の算定方法の在り方を含め、見直しを検討していく必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>在り方を含め、見直しを検討していく必要がある」との意見について、2025年2月26日より前に残置された回線(以下「既存残置回線」といいます。)の扱いについては、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第七次報告書の中で以下の理由から従来通り既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担するという整理となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者においては既存残置回線の回線数が少ない傾向にあること</li> <li>・ 既存残置回線については、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては、再利用可能性が不透明であること</li> </ul> <p>○ 第67回研究会(2023年1月24日開催)における東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)</p>		
---	--	--	--

	<p>す。)殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)の説明資料によれば、既存残置回線の残置回線コストを網使用料のコストに算入させる場合、分岐端末回線に係る接続料はNTT東日本殿で326円から465円に増加(+137円)、NTT西日本殿で412円から762円に増加(+350円)と大幅に上昇する予測となっており、NTT東日本殿、NTT西日本殿が提供する光サービス卸の卸料金にも影響が及び、FTTHサービス全体に影響が出る虞があるため、既存残置回線については、研究会で整理された通り、現行ルールのまま事業者の個別負担とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p><b>意見3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 引込線設備の再利用促進や不要な残置回線の撤去を進める必要があり、不要な残置回線か否かの判断基準に関して、引き続き事業者間で協議・検討を行う。</li> <li>● キャビネット渡しに関しても光回線再利</li> </ul>	<p><b>再意見3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本見直し後における再利用の状況等も踏まえつつ引き続き設備の効率化にも取り組む考え。</li> <li>■ 光回線再利用においては、キャビネット渡しも含め、より多くの設備形態が再利用の対象となるよう、引き続き関係事</li> </ul>	<p><b>考え方3</b></p>	

<p>用の対象となるよう、引き続き NTT 東日本・西日本と関係事業者間にて検討を進めることが必要。</p>	<p>業者との検討を進める。</p>		
<p>○ 引込線設備の効率化や利用者の利便性向上のためには、継続的に、引込線設備の再利用促進を図ることや不要な残置回線の撤去を進めていくことが必要であると考えます。</p> <p>○ 利用者がサービスの利用を終了した際に事業者等から撤去の要望があった場合を除き、原則全ての回線を残置する運用としてしまうと、不要な残置回線の増加につながる恐れがあるため、再利用可能性を考慮した残置・撤去の判断が必要であり、再利用可能性のない無用な残置回線は可能な限り撤去する運用を行う必要があると考えます。効率的な残置・撤去の判断方法および不要な残置回線であるか否かの判断基準等については、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書に考え方が示されており、光回線再利用が開始される2025年2月26日までに一定の整理・結論が得られるよう、引き続き、事業者間で協議・</p>	<p>○ FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適うものと当社としては考えており、これまでも原則として引込線等を残置してきたところです。</p> <p>○ 一方で、個別のお客様要望がある場合や建物取壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合には引込線等を撤去しており、今後も同様の対応を進めるとともに、本見直し後における再利用の状況等も踏まえつつ引き続き設備の効率化にも取り組む考えです。</p> <p>○ なお、光回線再利用の検討においては、ご指摘いただいたキャビネット渡しも含め、より多くの設備形態が再利用の対象となるよう、引き続き当社および関係事業者様間で検討を進めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 残置回線の残置・撤去に係る判断については、「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」に対する意見募集において同研究会が示した考え方(考え方 112)の通り、NTT 東日本・西日本と接続事業者において引き続き整理を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ キャビネット渡しの光回線再利用については、「競争ルールの検証に関するWG」における議論を踏まえ、現在、NTT東日本・西日本及び関係事業者間で協議が進められているところと承知しており、その結果を踏まえ、速やかに運用が開始されることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>検討を行う考えです。</p> <p>○ また、より多くの設備形態が光回線再利用の対象となることは再利用の促進のためにも重要であると考えことから、可能な限り早期にキャビネット渡しも光回線再利用の対象となるよう、引き続きNTT東・西殿と関係事業者間にて検討を進めることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>			
<p><b>意見4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● STM-POI 廃止に係る工事費・網改造料の特例措置について賛同。</li> <li>● 接続用設備の減設・接続回線の廃止に関わる工事単価について、約款上の規定に則り算定することで 2025 年度の工事単価が高騰し実態に即さない工事単価となるおそれがあるため、工事単価そのものの算定について補正措置を要望。</li> </ul>	<p><b>再意見4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「加入者交換機等接続回線設置等工事費」の経年の工事費については、必ずしも工事パス数の少ない年度の工事費が高額となっているわけではないと考える。</li> <li>■ STM-POI 廃止に係る工事費については、各社と意識合わせをした効率化施策を踏まえ、一定の効率化係数を乗じて設定する考え。</li> </ul>	<p><b>考え方4</b></p>	
<p>○ STM-POI 廃止に係る工事費・網改造料の特例措置(附則6および7)については、NTT 東・西殿において工事の受付および実施を一括で進める予定であることや事業者間の公平性の観点から必要</p>	<p>○ 接続約款に規定する「加入者交換機等接続回線設置等工事費」の算定方法については、お示しいただいた通りです。</p> <p>○ 一方、経年の工事費においては、工</p>	<p>○ STM-POI 廃止に係る工事費・網改造料の特例措置については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 工事単価の算定に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

な措置であると考えため、賛同いたします。

○ 一方、接続用設備の減設又は接続回線の廃止に関わる工事単価については、約款上、算定対象年度の「原価」(LRIC で算定)を前々年度の「工事パス数」で除することで算定されており、前々年度の「工事パス数」が少ない場合は工事単価の上昇が懸念されます。

○ STM-POI 廃止前の2022 年度～2024 年12 月までの期間はマイグレ移行期であることから通常の回線廃止工事が抑制された状態であり、かつ2025 年1 月～3 月および2025 年度以降に比較的短期間において大量の廃止工事が実施される見込みです。

○ 従前どおりの方法で工事単価を算出した場合、実際には、2025 年1 月以降、大量の廃止工事が実施されるにも関わらず、2023 年度の「工事パス数」が極端に少ないため、2025 年度の工事単価が高騰し、実態に即さない工事単価となるおそれがあります。PSTN マイグレーション意識合せ会合の場において、IC 階梯の

事パス数の少ない年度では、PSTN-LRIC モデルによって算定される原価も縮小しており、必ずしも工事パス数の少ない年度の工事費が高額となっているわけではないことも踏まえる必要があると考えます。

○ また、「PSTN マイグレーションに係る意識合わせの場」において検討しているSTM-POI 廃止に係る工事費については、現行の2024 年度の定期の回線工事費に対し、各社様と意識合わせさせていただいた効率化施策を踏まえ、一定の効率化係数を乗じて設定することを考えております。

	2020AC	2021AC	2022AC	2023AC	2024AC
原価	130	100	66	49	4
工事パス数	805	436	405	201	18
工事費単金	161,101	228,577	163,046	243,696	203,994
(参考) 工事実績年度	2018実績	2019実績	2020実績	2021実績	2022実績

(NTT 東日本・西日本)

<p>作業効率化による工事単価の低廉化も検討されておりますが、工事単価そのものの算定についても、大量の廃止工事数を踏まえた補正等の措置が必要だと考えます。</p> <p>○ そのため、総務省においては、今回のPSTN マイグレーションにおける膨大な工事量を反映するなど実態に合わせた算定方法の補正を検討いただき、補正しない場合に比べて、より実態に即した工事単価となる場合は当該補正を採用することを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>			
<p><b>意見5</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様式第12の内容に賛同。</li> <li>● 本年中にIP網への移行後の接続料に係る予測値を開示することを要望。</li> </ul>	<p><b>再意見5</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ IP 網への移行後の接続料について、認可申請予定の接続料に係る予測値を令和6年 12 月末までに開示する考え。</li> </ul>	<p><b>考え方5</b></p>	
<p>○ 「令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとします。」(別添1:P18-19、別添2:P18)とする両社の記載には異論はございません。</p>	<p>○ IP 網への移行後の接続料については、認可申請予定の接続料に係る予測値を、令和6年12月末までに、当社の自主的な取り組みとして、接続事業者様における予見性確保の観点から開示する考えです。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 接続料に係る予測値の開示等については、接続事業者から、予見可能性を確保するための早期の開示等が要望されており、NTT東日本・西日本においては、「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」(令和6年</p>	<p>無</p>

<p>○ 他方、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」(令和6年6月17日情報通信審議会答申)において「令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい」とされていることから、本年中に接続料に係る予測値を開示して頂きますようお願い致します。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>(NTT 東日本・西日本)</p>	<p>6月 17 日情報通信審議会答申)を踏まえ、令和6年 12 月までに開示を行うことが望ましいと考えます。</p>	
---	----------------------	---	--

その他の事項

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見6</p> <p>▲ 本件に関して役所が関与する理由がわからない。</p> <p>▲ 表現方法等に関する意見。</p>	再意見6	考え方6	
<p>○ 今役所がこのテーマにギョアギョア言い始める理由がわからない</p> <p>悪いことやろうとしてるような空気を感 じる物価と減税と賃上げにもっと必死にな ったら？</p> <p>税金使ってまでやることなの？</p> <p>それに人にも説明する場において</p> <p>ダラダラダラダラダラダラダラダラダラ 文字列列挙して分からせる気ゼロなもの 腹立つ無意味な行為ならやらない方が マシでは？</p> <p>人には伝える気がないなら伝わらない よ？</p> <p>人にもものを伝えるって大学でどうやれ って習った？</p> <p>(個人 A)</p>		○ 御意見については、参考として承ります。	無

以上

情 郵 審 第 ※ 号  
令和 6 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣  
村 上 誠 一 郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 相 田 仁

印

答 申 書 (案)

令和 6 年 10 月 2 日 付 け 諮 問 第 3185 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て、 審 議 の 結 果、 下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見等及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の  
認可申請に関する説明  
(加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定等)**

**令和6年10月**

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 北村 亮太

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

## 2. 申請年月日

令和6年9月30日(月)

## 3. 主旨

①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定

②光回線再利用に係る機能の追加

③IP網への移行等に係る改定等

④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定

⑤波長分割多重装置に係る機能の追加

を行うため、接続約款の変更を行うもの。

## 4. 実施予定期日

認可後、速やかに実施

# 主な変更内容

## 主な変更内容 (P.2～ 20)

- ①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定(P.3～ 5)
- ②光回線再利用に係る機能の追加 (P. 6～ 8)
- ③IP網移行に伴う規定の改定等(P. 9～ 14)
- ④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定 (P. 15～ 18)
- ⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定(P. 19～ 20)

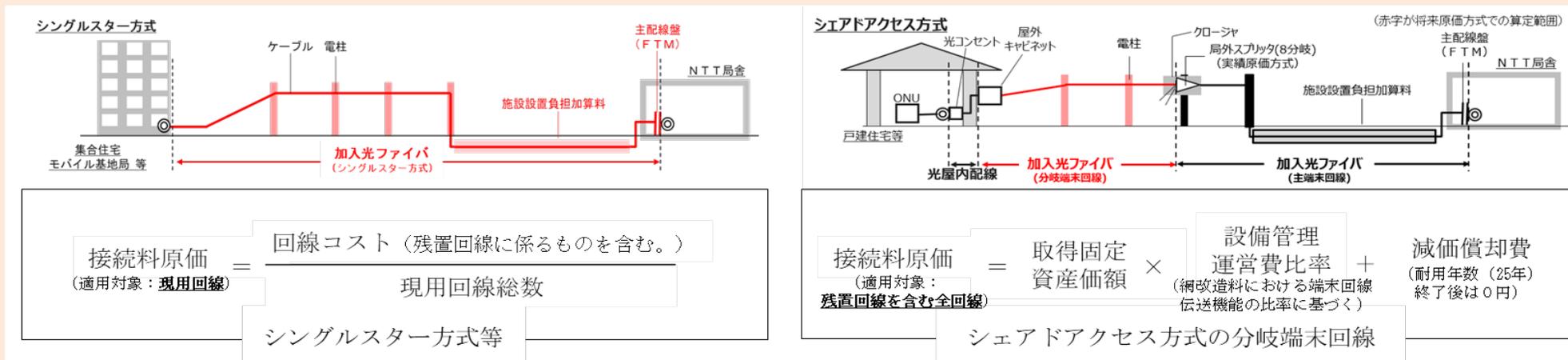
## 参考資料 (P. 21～ 22)

# 加入光ファイバの残置回線に係る検討経緯

○ シェアドアクセス方式で用いられる光信号分岐端末回線（以下単に「分岐端末回線」という。）の接続料については、利用者との契約のある回線（以下「現用回線」という。）に係る接続料のほか、利用者との契約の解約等によりサービス提供に用いられなくなった回線（以下「残置回線」という。）に関して、次のとおり整理されている。

- ・ 撤去する場合には、当該回線を利用していただいた接続事業者が当該回線の撤去費用及び未償却残高を負担
- ・ 残置する場合には、当該回線を利用していただいた接続事業者が引き続き当該回線に係る維持等に要する費用（償却済み比率を考慮）を月額で負担

（現用回線と残置回線を区別せず原価を算定した上で現用回線数に応じて接続料を設定されている他の接続機能（シングルスター方式等）とは異なり、網改造料に準じた取扱いとなっている。）

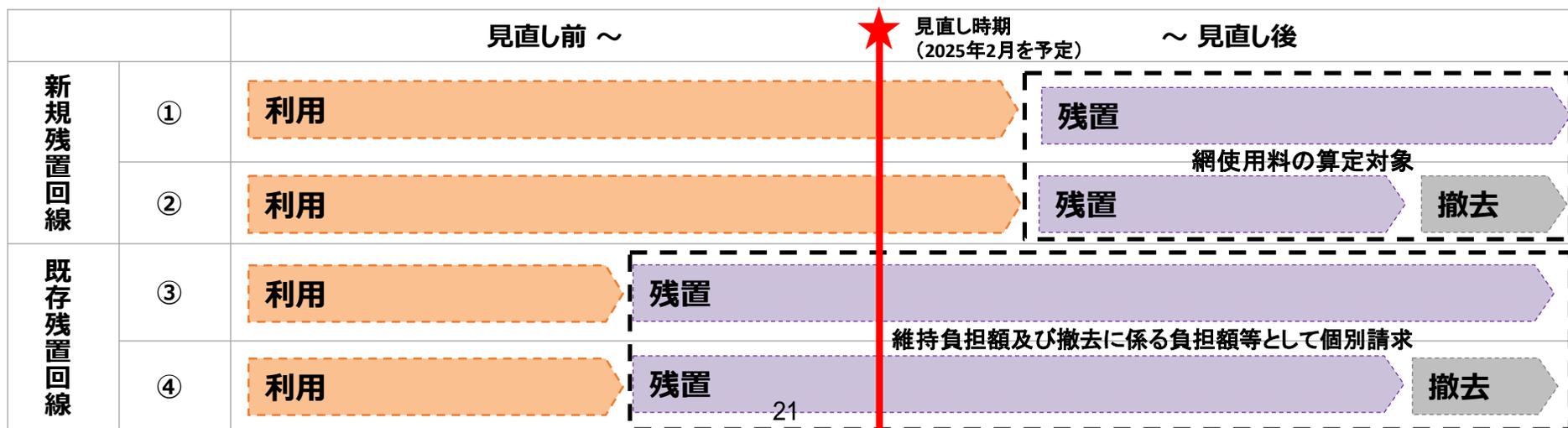


○ そのような維持負担額及び撤去に係る負担額等の費用負担方法をとっているのは、平成16年度における接続約款の変更の認可（平成16年10月19日情報通信審議会諮問第1122号。同年12月21日認可）において、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及び西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況にある」とされたことを踏まえたものである。

○ しかし、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、転用の進展等により、シェアドアクセス方式の分岐端末回線に係る「特殊な状況」は既に解消していることから、今後生じる残置回線については、個別の接続事業者  
に維持管理費等を請求せず、基本的な接続料の原則どおり現用回線数に応じた負担にすることが適当である旨の方針  
が示されたところ。

- 今般、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の方針及び事業者間協議の議論内容を踏まえ、NTT東日本・西日本から、残置回線数に応じた接続事業者が個別に維持管理費を負担している現状の算定方法を見直し、**現用回線数に応じた負担とする基本的な接続機能の原則どおりの算定とするため、分岐端末回線接続料の原価に残置回線コストを算入する旨の接続約款の変更認可申請が行われたもの。**
- なお、既存残置回線については、接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者においては回線数が少ない傾向にあることや、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては再利用可能性が不透明であることから、**既存残置回線は従前の負担（維持負担額及び撤去に係る負担額等を個別請求）とし、新規残置回線のコストのみ網使用料化**を行う。

	新規残置回線 (見直し時期後に残置される回線)	既存残置回線 (見直し時期前から残置されている回線)
残置費用	網使用料の算定対象	維持負担額として個別請求
撤去費用		撤去に係る負担額等として個別請求



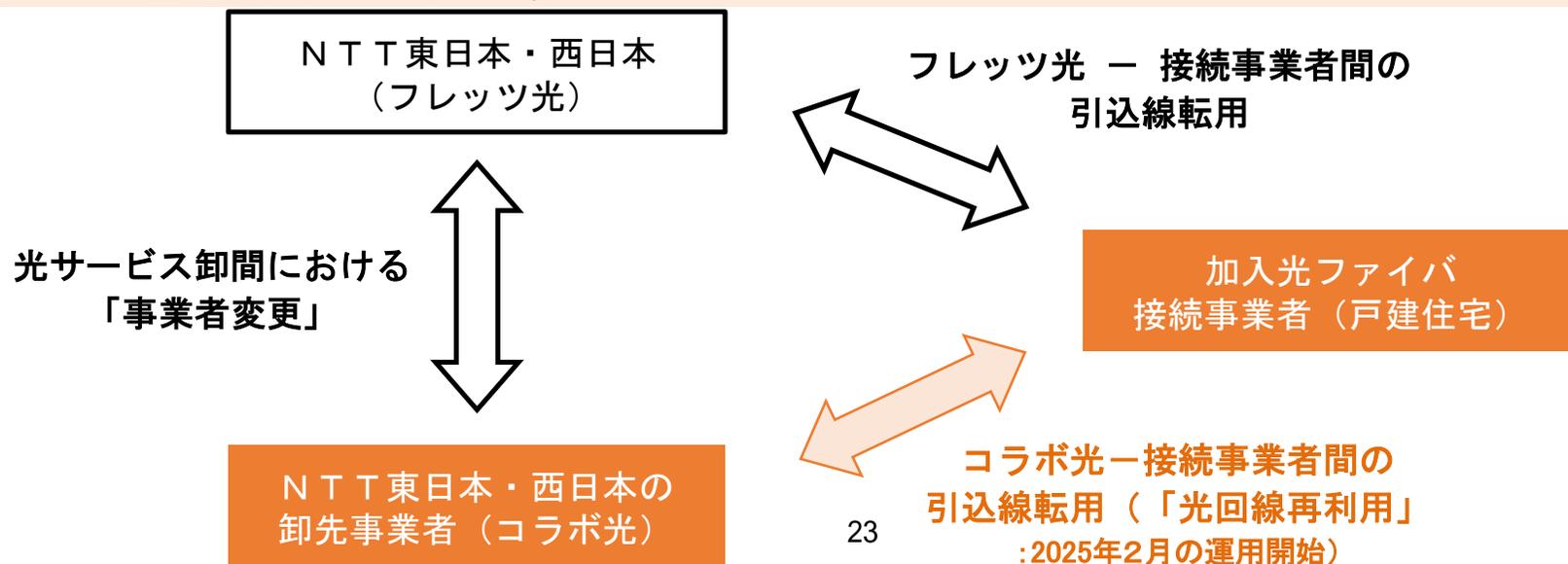
## 主な変更内容 (P.2～ 20)

- ①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定(P.3～ 5)
- ②光回線再利用に係る機能の追加 (P. 6～ 8)
- ③IP網移行に伴う規定の改定等(P. 9～ 14)
- ④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定 (P. 15～ 18)
- ⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定(P. 19～ 20)

## 参考資料 (P. 21～ 22)

# 光回線再利用に係る検討経緯

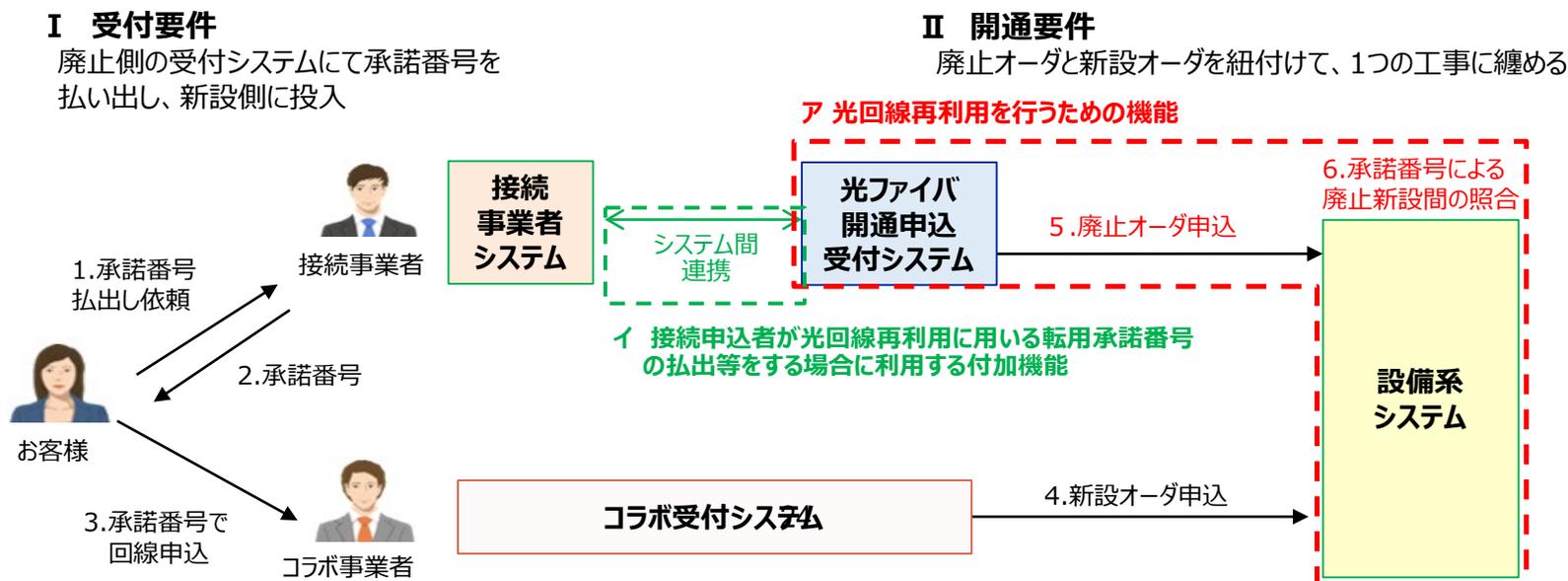
- NTT東日本・西日本の加入光ファイバ設備を利用してFTTHアクセスサービスを提供する**接続事業者・光コラボ事業者間で、利用者が事業者変更を行う際、同じNTT東日本・西日本の設備を利用しているにもかかわらず、利用者住宅等への引込線の撤去工事が必要**となる等の課題がある。
- これを不要とすることを目的として、令和2年3月以降、関係事業者（NTT東日本・西日本、KDDI、SNC、NTTドコモ、ソフトバンク（令和2年7月～）、その他の接続事業者・光コラボレーション事業者（令和5年10月～））において、協議を進めている。（総務省も令和2年6月からオブザーバ参加）
- 総務省主催の「**競争ルールの検証に関するWG**」（以下、**競争WG**）においては、報告書2020にて「**早期に実現されるよう協議の状況を注視していくことが必要**」、報告書2022においては、**引込線転用スキームの範囲について整理（NTT東日本・西日本の設置する設備かつ戸建住宅のみ）**した上で、「**協議参加事業者6社においては、（…）可能な限り早期に実現することが適当**」「**引込線転用スキームの実現に際しては（…）可能な限り多くの事業者が参加することが望ましい**」との提言を行ってきた。
- 以上の検討の方向性が示されて以降、総務省がオブザーバ参加しつつ、事業者間協議が進められたところ、既に引込線転用に係る実現方式やシステムの仕様等について合意を得られているところであり、現在、NTT東日本・西日本及び関係事業者において、接続事業者・光コラボ事業者間で、利用者が事業者変更を行うスキーム（以下「光回線再利用」という）に係るシステム改修や運用ルール整備等を進めているところ。



- 光回線再利用に係る実現方式等については、2023年5月の競争WGにおいて**コラボ光における「事業者変更」の運用を基に一部簡素化したスキームを採用**することで合意がなされた旨の報告があったところ。
- **本スキームの運用にあたっては、NTT東日本・西日本が発行する承諾番号を用いて廃止オーダーと新設オーダーの紐づけを行い、廃止・新設の同時工事及び引込線等の転用を行うことから、光ファイバ開通申し込み受付システム等に個別の開発が必要**となる。
- 今般、**2025年2月の運用開始に向けて行われている事業者間協議の議論内容を踏まえ、光回線再利用に係る光ファイバ開通申込受付システムに追加される機能に係る網改造料について新たに規定する。**

	機能	概要
1-1 網改造料の対象となる機能 (東)第72欄 (西)第71欄	ア 光回線再利用を行うための機能	光回線再利用に必要な <b>承諾番号の発行・管理</b> （有効期限等）等の機能
	イ 接続申込者が光回線再利用に用いる転用承諾番号の払出等をする場合に利用する付加機能	接続事業者のシステムとNTT東日本・西日本の光ファイバ開通申込受付システムの間を連携し承諾番号を発行するための付加機能

## ■ 光回線再利用に係る機能イメージ（例：SA⇒コラボの場合）

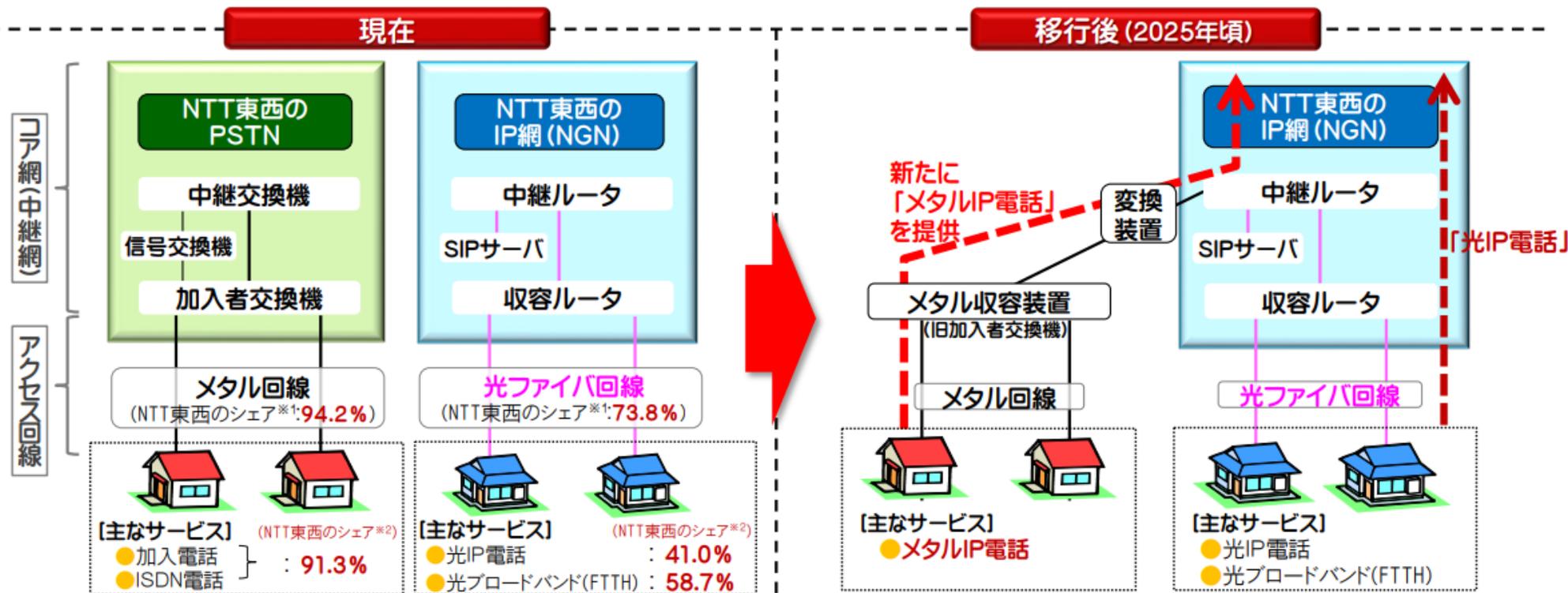


## 主な変更内容 (P.2～ 20)

- ①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定(P.3～ 5)
- ②光回線再利用に係る機能の追加 (P. 6～ 8)
- ③IP網移行に伴う規定の改定等(P. 9～ 14)
- ④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定 (P. 15～ 18)
- ⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定(P. 19～ 20)

## 参考資料 (P. 21～ 22)

- NTTは、加入電話の契約数等が減少し、2025年頃に中継交換機等が維持限界を迎えることを踏まえ、2015年11月、PSTN<sup>※</sup>(公衆交換電話網)をIP網に移行する構想(下図)を発表。 ※ Public Switched Telephone Network
- 2016年2月、総務大臣から「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報通信審議会(電気通信事業政策部会)に諮問。2017年3月に一次答申、同年9月に二次答申を取りまとめ。
- 答申を踏まえ、総務省では、IP網移行に必要な制度整備を実施。NTT東日本・西日本及び関係事業者では、IP網移行に向けた準備・取組を実施。



※1 2023年3月末時点  
[2023年8月23日 総務省HP(令和4年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況)より]

※2 2023年12月末時点  
[2024年3月22日 総務省HP(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(令和5年度第3四半期(12月末)))を基に総務省が作成]

NTTは、「アクセス回線」については、「メタル回線」を維持し、加入者交換機を「メタル收容装置」として利用することを表明

# IP網移行に伴う規定の改定等 ①

- 令和5年10月、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について情報通信審議会へ諮問。同審議会において、IP網への移行後における音声接続料の在り方について審議を実施。
- 今般、現行の加入電話・メタルIP電話、光IP電話、及びワイヤレス固定電話の接続料は令和6年12月31日までを適用期間としていることから、令和7年1月1日以降の接続料算定等について、情報通信審議会からの「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（令和6年6月答申）を踏まえ、接続料規則第3条に基づく許可申請により所要の改定を行うもの。
- 具体的には、令和7年3月までの間、現に認可を受けている接続料（加入電話・メタルIP電話接続機能、光IP電話接続機能及び関門交換機を經由してIP電話を提供する場合における接続料規則第四条の表五の項の機能（中継交換機能に限る。）の接続料に係るものに限る。）を暫定的に適用するとともに、ワイヤレス固定電話は「光IP電話接続機能」の接続料を適用する。
- また、令和7年度の接続料の改定に合わせて変更認可を受けた接続約款に基づき、当該期間の接続料については遡及して精算を行う旨を附則に規定する。

## 情報通信審議会「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（令和6年6月）抜粋

### 第5章 接続料算定方法の適用期間

#### 第1節 検討の背景及び検討事項

（略）令和3年答申においては、令和4年度以降の加入電話／メタルIP電話の接続料算定方法の適用期間について検討を行い、IP網への移行予定を踏まえ、IP接続への接続ルート切替えの完了が予定されている令和6年12月までとすることが適当とされた。

以上を踏まえつつ、今般の検討においても、IP網へ移行後の接続料算定方法の適用期間について検討を行った。

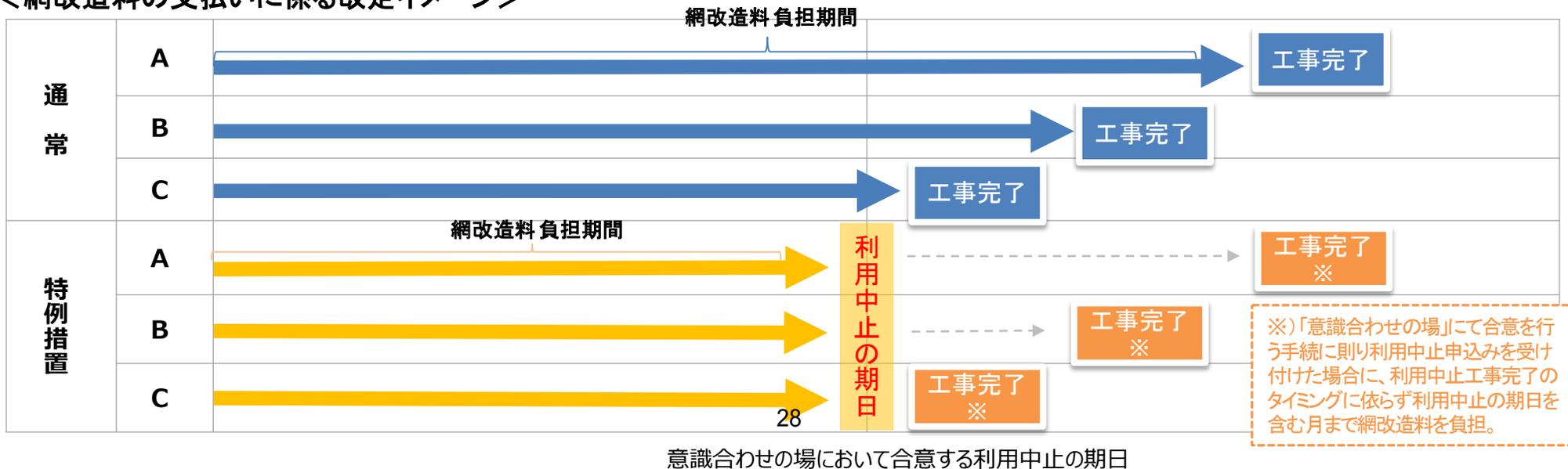
#### 第2節 意見及び考え方

##### 2 考え方

（略）また、NTT東日本・西日本から、令和7年1月から同年3月までの3か月間分の接続料を個別に算定することは実務的に非常に困難であるとの意見があった。これが全く不可能であるとは言えないものの、NTT東日本・西日本における規制対応コストをいたずらに増大させないという観点から、令和7年1月から同年3月までの接続料については、令和6年4月から同年12月までに適用される接続料を暫定的に適用した上で、令和7年度の接続料の改定と合わせて、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定し、令和7年1月から同年3月までの分は遡及精算することもやむを得ない。なお、接続事業者の予見可能性<sup>27</sup>の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい。

- IP網への移行過程において、現在はSTM-POI接続及びIP-POI接続の2つの接続形態が併存。
- 今後、IP網への移行に伴い、PSTN 網の設備（STM-POI）は不要となる見込みであることを踏まえ、**STM-POIの撤去工事について、2025年1月以降に順次実施される予定。**
- 現在、**加入者交換機接続用伝送路設備等の新設・廃止を含む改修については、接続約款上、翌年度上期の工事は当年度10月、翌年度下期の工事は翌年度4月に申込まれた場合に、定期の申込みとして取り扱う**規定となっている。
- また、網改造に係る廃止工事においては、接続事業者の希望時期等を踏まえ工事を行い、当該接続事業者において**利用中止工事の完了月までの網改造料を負担**とする旨を規定している。
- 今般、NTT東日本・西日本において効率的な廃止工事を実施する観点から、**当該STM-POIの撤去に係る工事の受付及び実施を一括で進めることを予定している**ことから、**PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場（以下、「意識合わせの場」という）にて合意した手続に則り申込みを受け付けた場合には、定期の申込みとして取り扱う（翌年度上期の工事は当年度10月、翌年度下期の工事は翌年度4月に申込まれたものと同様とみなす）旨を規定**するとともに、接続事業者間における公平な負担の観点から、**実際の工事完了のタイミングに依らず、意識合わせの場において合意する利用中止の期日を含む月までの期間に係る網改造料を負担とする旨を特例措置として附則に規定**するもの。

## <網改造料の支払いに係る改定イメージ>



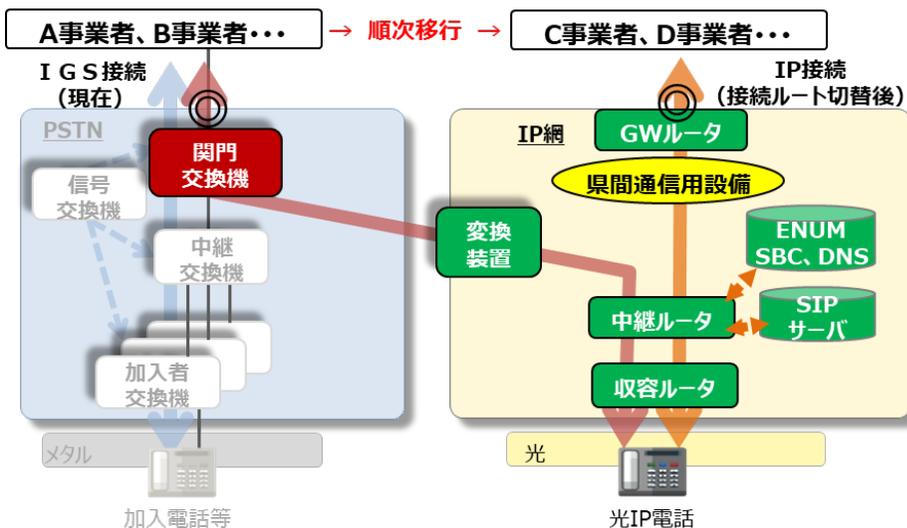


## IP網への移行期間中における光IP電話の接続料等

- IP網への移行期間中、光IP電話では、IGS接続(接続ルート切替前)及びIP接続(接続ルート切替後)の2つの接続形態が併存することとなるため、接続事業者の接続ルート切替前後の公平性担保の観点から、これら2つの接続形態について、接続に係る負担を単一に設定している。
- 具体的には、以下の3機能の接続料等の合算値を、接続ルート切替前後で共通の接続事業者の負担としている。

### ■ IP網への移行期間中における光IP電話に係る3機能

光IP電話接続機能	光IP電話の提供を行うための設備を用いて通信の交換及び伝送を行う機能の接続料を設定。算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】
中継交換機能	LRIC方式により算定する中継交換機能の接続料について、光IP電話接続機能と組み合わせて適用する場合の算定においては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【毎年度要認可手続：今般令和6年度分の認可申請あり】
県間伝送機能	IP音声県間接続において他事業者が負担する金額の算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】



	令和6年度		令和5年度	
	単金	3分当たり	単金	3分当たり
光IP電話接続機能	東日本:0.83421円/回 西日本:0.74220円/回	東日本:1.317円 西日本:1.407円	東日本:0.83421円/回 西日本:0.74220円/回	東日本:1.356円 西日本:1.445円
⑦' 中継交換機能 (光IP電話接続機能組合せ用)	0.046592円/回		0.066769円/回	
	0.00041227円/秒		0.00051451円/秒	
県間伝送機能	東日本:0.000026494円/秒 西日本:0.000024646円/秒		東日本:0.000026494円/秒 西日本:0.000024646円/秒	
		30		

## 主な変更内容 (P.2～ 20)

- ①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定(P.3～ 5)
- ②光回線再利用に係る機能の追加 (P. 6～ 8)
- ③IP網移行に伴う規定の改定等(P. 9～ 14)
- ④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定 (P. 15～ 18)
- ⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定(P. 19～ 20)

## 参考資料 (P. 21～ 22)

# 双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定等

- 固定電話における事業者間相互の番号ポータビリティについては、2011年12月の情報通信審議会答申において、PSTNからIP網への移行に当たり、「NTT東西と競争事業者間」及び「競争事業者間相互」の番号ポータビリティ（いわゆる「双方向番号ポータビリティ」）の実現が求められることが整理されており、事業者において、2025年1月からの「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に向けて調整が進められている。
- なお、「双方向番号ポータビリティ」の実現にあたっては、従来のいわゆる「片方向番号ポータビリティ」における番号管理機能を有する加入者交換機を通じて固定電話の発着信を行う仕組みから、全事業者がIPを使用して直接接続するENUM方式に対応した番号データベースを構築して発着信を管理する仕組みへと移行する必要がある。
- このことから、双方向番号ポータビリティ実現に係る番号データベースへの番号ポータビリティ情報を登録等する工事費について新たに規定するとともに、その他の加入者交換機を通じて実現していた番号ポータビリティに係る機能について削除を行うもの。

## ＜区分を見直す工事費＞

区分		
ルーティング番号登録工事費	ア	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用のうち基本額
ルーティング番号等削除工事費	ア及びイ	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用
ルーティング番号変更工事費	ア	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用のうち基本額

IP網移行後の番号ポータビリティに要する工事費として、  
区分を統合し、単一の工事費に変更

## 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費

ENUMサーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用

## ＜廃止する機能・工事費・手数料＞

費目	区分	
網使用料	一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能
	ルーティング番号登録工事費※ア以外	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用のうち加算額
工事費	ルーティング番号変更工事費※ア以外	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用のうち加算額
	ルーティング番号登録工事等受付手数料	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用
手数料	ルーティング番号登録工事等受付手数料	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用
	同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用

## PSTNからIP網への移行に伴う「番号ポータビリティ」の仕組みの変化

- 現在のPSTNでは、番号取得事業者（NTT東日本・西日本）のみが番号データベースを持ち、発信側からの照会に応じて移転先の情報を返信し、移転先に再接続している（リダイレクション方式）。
- IP網において「双方向番号ポータビリティ」を実現するためには、全ての固定系IP電話事業者がIP化対応の番号解決の方式（ENUM方式※）に対応した「番号データベース」を導入するとともに、「業務システム」の改修が必要である。

※「E.164 Number Mapping方式」：インターネットのIPアドレス問い合わせの技術を応用して、番号に対応する接続先の情報を取得するための標準規格

○ NTT東日本・西日本で番号取得した者(利用者b)が事業者Bに移転した場合であって、利用者aが利用者bに通話する場合

現在のPSTN  
[片方向番号ポータビリティ]



IP網への移行後  
[双方向番号ポータビリティ]



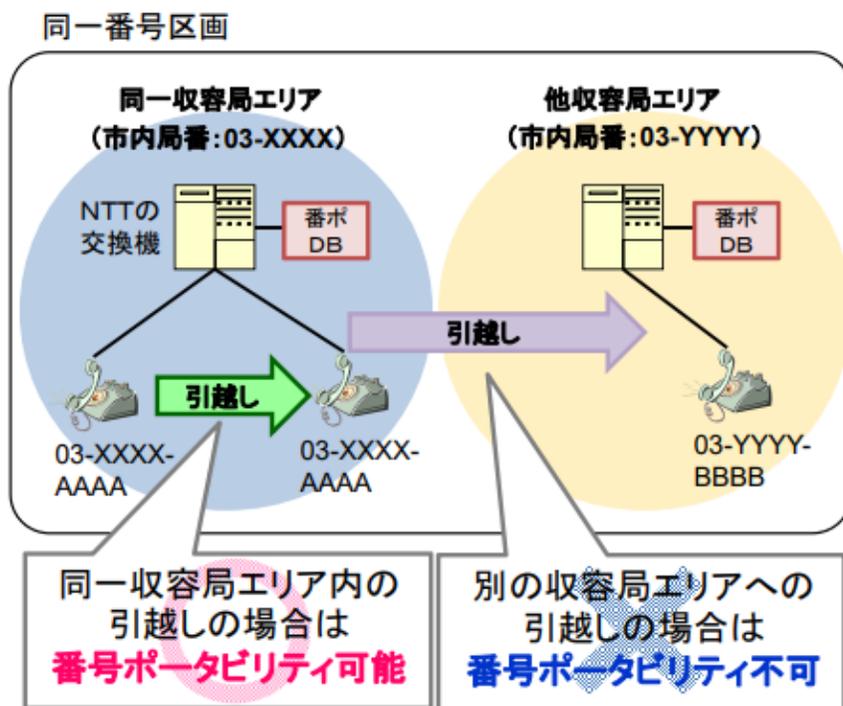
# 【参考】ロケーションポータビリティの拡大

「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申  
～移行後のIP網のあるべき姿～ より一部抜粋

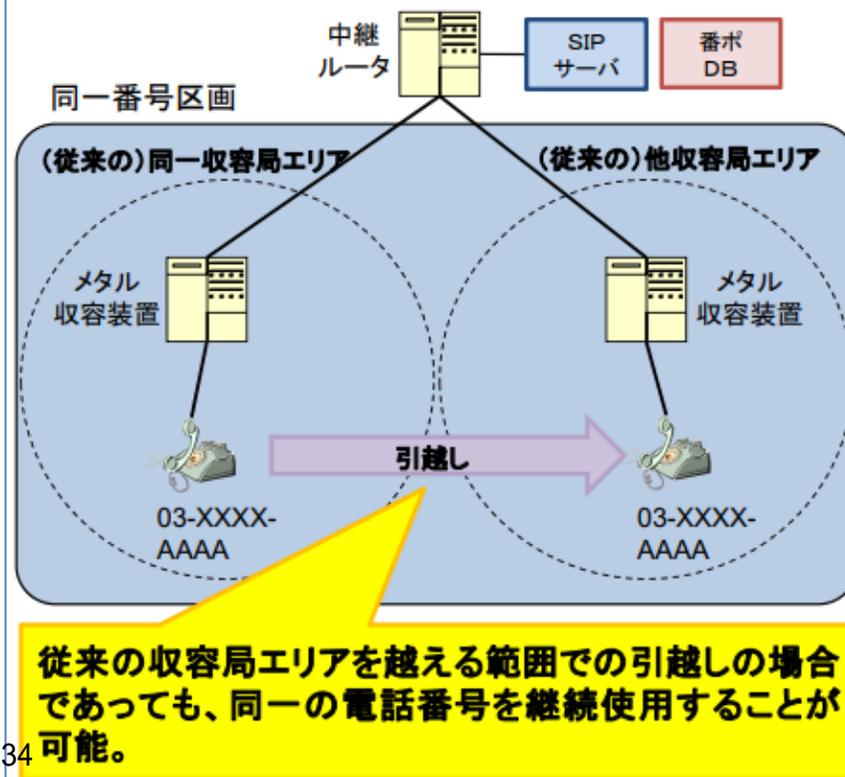
18

- 現在のPSTN網においては、加入者交換機の番号データベースがある収容局単位でメタル電話を管理しているため、収容局の範囲内での「ロケーションポータビリティ」（引越し等により利用者の住所が変わっても引き続き同じ電話番号を利用できる仕組み）が可能。
- IP網への移行に伴い、番号管理の地理的な単位が広がるため、従来の収容局エリアを越える範囲（例：同一番号区画の範囲）において、ロケーションポータビリティが可能となる。
- NTT東日本・西日本においては、双方向番号ポータビリティの導入を前提として、利用者利便の向上を図るため、双方向番号ポータビリティを利用可能な地理的範囲を番号区画の範囲内とするようロケーションポータビリティを拡大予定。

## 現在のPSTN



## IP網への移行後(イメージ)



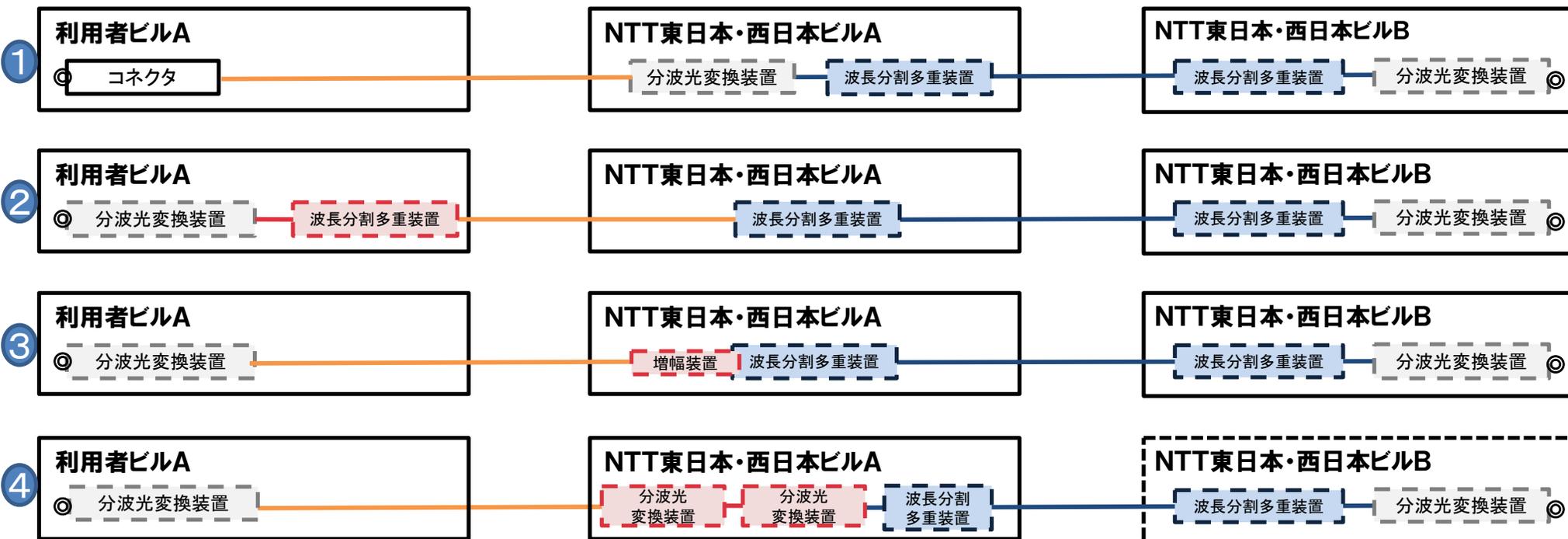
## 主な変更内容 (P.2～ 20)

- ①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定(P.3～ 5)
- ②光回線再利用に係る機能の追加 (P. 6～ 8)
- ③IP網移行に伴う規定の改定等(P. 9～ 14)
- ④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定 (P. 15～ 18)
- ⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定(P. 19～ 20)

## 参考資料 (P. 21～ 22)

- 波長分割多重装置等を用いたネットワークの構築に関して、次のとおり規定の整備を行う。
  - ・特別光信号中継伝送機能と端末回線伝送機能の組み合わせによる場合の網使用料の適用について規定するとともに、
  - ・利用者の要望に応じ個別に構築・設置を行う装置に係る機能について、網改造料を新たに規定する。

## <想定される新たな構成>



## <料金>

- 既存：網使用料（2-1-1-1（6）端末回線伝送機能）
- 既存：網使用料（2-5-3-2特別光信号中継伝送機能）
- 既存：網改造料（波長分割多重装置との接続に係るインターフェース機能）
- **新設：網改造料**

# (参考資料)

# 接続約款変更の認可に至る流れ

- 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第4項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。
- 審議会（※1）においては、**申請内容を公表して意見募集を2回実施**（※2）（2回目の意見募集では、1回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を2回実施することにより、NTT東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、1回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。
  - ※1：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。
  - ※2：接続に関する議事手続規則（平成20年9月30日電気通信事業部会決定第6号）による。
- 意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、NTT東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。

## 通常の認可プロセス

接続約款変更認可申請  
（必要に応じて3条許可申請等）

審議会への諮問  
（電気通信事業部会）

意見募集手続（2回）

接続委員会で調査・検討

審議会の答申  
（電気通信事業部会）

接続約款変更認可

スケジュール(案)

9月30日(月)

10月2日(水)

10月3日(木)  
~  
11月中下旬頃

11月下旬頃

12月上旬頃

# 審査結果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	適	施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ）	適	<p>【同項第 4 号に係る事項】 他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料規則第 3 章から第 5 章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第 7 号に係る事項】 他事業者が接続の請求において用いるべき様式を改定するが、様式は、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項の他の号に係る事項】 変更事項なし</p>
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第 15 条(2)）	適	本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第 3 章から第 6 章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。（審査基準第 15 条(3)）	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（審査基準第 15 条(4)）	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. IP 網移行に伴う音声接続料の扱いについて

電話網の IP 網への移行期間（令和 6 年 12 月まで）における音声接続料に関して、情報通信審議会答申「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方「最終答申」（令和 3 年 9 月）では、IP 網への移行後の音声接続料について、「IP 網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタル IP 電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当」とした。また、情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和 4 年 9 月）では、「電話網の IP 網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタル IP 電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」としてきたところ。

今般、NTT 東日本・西日本からの申請では、令和 7 年 1 月から同年 3 月までの間、現に認可を受けている接続料（加入電話・メタル IP 電話接続機能、光 IP 電話接続機能及び関門交換機を経由して IP 電話を提供する場合における接続料規則第四条の表五の項の機能（中継交換機能に限る。）の接続料に係るものに限る。）を暫定的に適用したうえで、ワイヤレス固定電話については「光 IP 電話接続機能」の接続料を適用するとともに、当該期間の接続料については遡及して精算を行う旨を附則に規定している。

これは、情報通信審議会答申「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」（令和 6 年 6 月）において、規制対応コストをいたずらに増大させない観点から「令和 7 年 1 月から同年 3 月までの接続料については、令和 6 年 4 月から同年 12 月までに適用される接続料を暫定的に適用した上で、令和 7 年度の接続料の改定と合わせて、令和 7 年 1 月から令和 8 年 3 月までの 1 年 3 か月分の接続料を算定し、令和 7 年 1 月から同年 3 月までの分は遡及精算することもやむを得ない」と整理されたことを踏まえての申請であり、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

## 接続約款変更認可申請書

東相制第 000200000443 号  
2024 年 9 月 30 日総務大臣  
松本 剛明 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

しぶたに なおき

代表取締役社長 澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則  
(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～86-2 (略)	(略)
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後(以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。)において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ
89 一般番号ポータビリティ	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則別表第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限ります。)

(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)

第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料(番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。)、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件(技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。)のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分(選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。)について、第1条(約款の適用)の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は、その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定(施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。)を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。

第1章 総則  
(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～86-2 (略)	(略)
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後(以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。)において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
87-2 固定番号ポータビリティ	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第1号に規定する電気通信番号を使用する固定電話サービスに係る番号ポータビリティ
88 着信課金番号ポータビリティ	番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ
89 削除	

(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)

第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料(番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能、特別光信号中継伝送機能に係る付加機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。)、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件(技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。)のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分(選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。)について、第1条(約款の適用)の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は、その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定(施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。)を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施

## 第2章 接続する設備の範囲

### 第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(4)-2 (略)	(略)
(4)-3 特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤(波長分割多重装置に収容される分波光変換装置(特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。))に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

## 第3章 協定の締結手続き等

### 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号引込等設備の取扱い)

第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備(光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等(光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。))に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。)を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合(以下、当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。)、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。

2 (略)

3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとします。この場合において、当社はその光信号引込等設備を用いた再利用ができたか否か第1項の協定事業者へ通知するものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することがあるものとします(その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。)

4 (略)

5 光信号引込等設備を設置するために他人(その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。)の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といいます。)を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。この場合において、

設設置負担金の支払いは要しません。

## 第2章 接続する設備の範囲

### 第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(4)-2 (略)	(略)
(4)-3 特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤(分波光変換装置(特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。))に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

## 第3章 協定の締結手続き等

### 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号引込等設備の取扱い)

第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備(光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等(光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。))に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。)を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合(以下、当社の電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。)、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。

2 (略)

3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することがあるものとします。

4 (略)

5 光信号引込等設備を設置するために他人(その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。)の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といいます。)を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。

6 第1項の規定にかかわらず、当社が協定事業者から光信号分岐端末回線との接続の終了と同時に、現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたとき、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとします。

光信号引込等設備を撤去するときは、当社は第1項の協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第34条の7

1～4 （略）

5 当社は、第1項に規定する申込み併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(3) （略）

(4) 一般番号ポータビリティに関し、接続申込者若しくは協定事業者の問い合わせにより、他の接続申込者名若しくは協定事業者名を通知する場合

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(22) （略）

(23) ルーティング番号登録工事（協定事業者の利用者による一般番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信 50 番号を登録する場合を含みます。以下同じとします。）、ルーティング番号等削除工事又はルーティング番号変更工事（以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。）の申込みを承諾したとき。

(24) その協定事業者が、同一番号移転可否情報の提供を受けたとき。

（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）

第68条の2 協定事業者は、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

また、光信号引込等設備を設置するために他人の土地等を利用している場合においてその他人から現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたときは、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとし、この場合において、当社は協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第34条の7

1～4 （略）

5 当社は、第1項に規定する申込み併せて行われた分波光変換装置（第1表（接続料金）第2（網改造料）1～1（網改造料の対象となる機能）第72欄を用いて接続する場合を除きます。）の設置又は改修の申込に係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

（守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(3) （略）

(4) 削除

## 第10章 料金等

### 第3節 工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(22) （略）

(23) 削除

(24) 削除

（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）

第68条の2 第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

2 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額の支払いを要しません。

3 当社は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項から第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

#### 第4節 料金の計算及び支払い

（料金等の支払い）

第72条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額、割増金、違約金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める支払期日までに（当社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

（手続費の実績に基づく精算）

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア⑦③欄、④欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア⑦③欄、④欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

#### 第16章 雑則

#### 第4節 料金の計算及び支払い

（料金等の支払い）

第72条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額、その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額、割増金、違約金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める支払期日までに（当社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

（手続費の実績に基づく精算）

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

#### 第16章 雑則

(申込者情報確認結果の即時通知)

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

- (1) (略)
- (2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。）の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合  
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者としてします。）

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第69欄を適用するときを除き、2(料金額)2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2～(8)-3 (略)	(略)
(8)-4 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金の適用	ア 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、2(料金額)2-2第4欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者(この欄において移転先事業者をいいます。)の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数(当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、)を協定事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数(当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、)及び特定端末系事業者と協定を締結している電気通信事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数(特定端末系事業者の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、)の合計(一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当社及び特定端末系事業者の音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号数を含みます。)で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者に適用します。 イ 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金に相当する額については、その機能を利用した通信に係る利用者料金を設定する電気通信事

(申込者情報確認結果の即時通知)

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

- (1) (略)
- (2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。）の代行申込み及び協定事業者の電気通信サービスへの固定番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合  
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者としてします。）

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第69欄または第72欄を適用するときを除き、2(料金額)2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2～(8)-3 (略)	(略)
(8)-4 削除	
(8)-5～(12)-3 (略)	(略)
(12)-4 端末回線伝送機能及び特別光信号中継伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-5-3-2に掲げる料金額を組み合わせ適用します。

	業者が負担することとなりますが、当社は、その機能に係る料金について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定に基づき、アのとおり適用するものとします。
(8)-5~(12)-3 (略)	(略)

## 2 料金額

### 2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能 月額	10,416,667 円	_____

## 第 2 網改造料

### 1 適用

区分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)

## 2 料金額

### 2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 削除	_____	_____	_____

## 第 2 網改造料

### 1 適用

区 分	内 容
(1)~(7) (略)	(略)
(8) 特別光信号中継伝送機能に係る付加機能の適用	特別光信号中継伝送機能に係る付加機能は、第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1 第 6 欄に規定する機能、2-5-3-2 に規定する機能及び第 2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 64 欄に規定する機能と組み合わせ提供します。
(9) 光回線再利用に係る機能の適用	光信号分岐端末回線の接続の終了と同時に当社の光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの（以下「光コラボ回線」といいます。）の利用を開始する場合又は光コラボ回線の利用の終了と同時に光信号分岐端末回線の接続を開始する場合における光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用（以下「光回線再利用」といいます。）に係る機能について、次に掲げる方法により適用します。 ア 光回線再利用に係る機能の利用を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第 21 条（接続申込み）に規定する接続申込みを行うことを要します。 （1）1 月以降の利用開始の場合、前年の 9 月まで （2）4 月以降の利用開始の場合、前年の 12 月まで （3）7 月以降の利用開始の場合、同年の 3 月まで （4）10 月以降の利用開始の場合、同年の 6 月まで イ 光回線再利用に係る機能の利用中止を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期間以内に、第 36 条の 2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第 1 項に規定する申込みを行うことを要します。

- (1) 3月の利用中止の場合、前年の12月まで
- (2) 6月の利用中止の場合、同年の3月まで
- (3) 9月の利用中止の場合、同年の6月まで
- (4) 12月の利用中止の場合、同年の9月まで

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(71) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費  
第1 工事費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) ルーティング番号登録 工事費及びルーティング 番号変更工事費の適用	<p>ア ルーティング番号（一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります。）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年 総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を含みます。以下、この欄並びに2（工事費の額）2-1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。）に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に収容されている場合及び当初は現用のISM交換機に収容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>イ 協定事業者の利用者による番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合は、2（工事費の額）2-1第25欄ア(ア)欄に掲げる料金額にイ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を組み合わせ適用します。</p>

2 工事費の額  
2-1 工事費

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(71) (略)	(略)
(72) 特別光信号中継伝送 機能に係る付加機能	通信用建物以外に設置する分波光変換装置と接続する機能
(73) 光回線再利用に係る 機能	<p>ア 光回線再利用を行うための機能</p> <p>イ 接続申込者が光回線再利用に用いる転用承諾番号の払出等をする場合に利用する付加機能</p>

第2表 工事費及び手続費  
第1 工事費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 削除	

2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分				単 位		工事費の額	備考
(1)～(24) (略)							
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,179 円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,351 円	
					平日深夜	1,548 円	
					土日祝日 昼夜間	1,401 円	
					土日祝日 深夜	1,597 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
		平日夜間	842 円				
		平日深夜	964 円				
		土日祝日 昼夜間	873 円				
		土日祝日 深夜	995 円				
		イ 加算額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額（加算する額に限りません。）に相当する額		

区 分				単 位		工事費の額	備考	
(1)～(24) (略)								
(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1 電気通信番号ごとに	平日 昼間		1,179 円	移転先事業者に適用します。		
			平日 夜間		1,351 円			
			平日 深夜		1,548 円			
			土日 祝日 昼夜間		1,401 円			
			土日 祝日 深夜		1,597 円			
			(26)～(26)-2 削除					

			(イ) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1 件ごとに		1,611 円	
				1 電気通信番号ごとに		1,611 円	
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,179 円	
					平日夜間	1,351 円	
					平日深夜	1,548 円	
					土日祝日 昼夜間	1,401 円	
					土日祝日 深夜	1,597 円	
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	644 円		
				平日夜間	738 円		
				平日深夜	846 円		
				土日祝日 昼夜間	765 円		
				土日祝日 深夜	873 円		
イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	1,321 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。		
			平日夜間	1,514 円			
			平日深夜	1,734 円			
			土日祝日 昼夜間	1,569 円			
			土日祝日 深夜	1,789 円			

			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	644 円 738 円 846 円 765 円 873 円	
(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,359 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。
					平日夜間	2,702 円	
					平日深夜	3,096 円	
					土日祝日 昼夜間	2,801 円	
					土日祝日 深夜	3,194 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
		平日夜間	1,381 円				
		平日深夜	1,582 円				
		土日祝日 昼夜間	1,431 円				
		土日祝日 深夜	1,632 円				
			イ 加算額	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額（加		

				算する額に 限りま す。)に相 当する額	
--	--	--	--	-------------------------------	--

第2 手続費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) ルーティング番号登録工事等受付手続費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第26 欄ア(7)②欄に掲げる手続費については、ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施し、工事可能と回答した場合には、同欄ア(7)①欄と組み合わせて適用します。

2 手続費の額  
2-1 手続費

区分					単位	手続費の額	備考
(1)～(25) (略)							
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	(7)(イ)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 件ごとに	6,012 円	
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工	1 電気通信番号ごとに	322 円	

第2 手続費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) 削除	

2 手続費の額  
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考
(1)～(25) (略)			
(26)～(27) 削除			

				事の事 前に移 転可否 調査を 実施す る場合			
				③ 協定 事業者 が電気 通信サ ービス (音声 伝送役 務に限 りま す)の 提供を 希望す る番号 区画 (電気 通信番 号計画 (令和 元年総 務省告 示第6 号)別 表第1 に規定 するも のをい いま す。)と 異なる 番号 区画の ルーテ イング 番号を 用いて 一般番 号ポー	1件ごとに	62円	_____

			タビリティを行う場合			
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	62円		
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	194円		
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	675円		
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	340円		

第4表 光信号引込等設備に係る負担額  
第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額  
1 適用

区 分	内 容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2) 光信号引込等設備管理負担額の適用	2(負担額)第2欄に掲げる負担額については、協定事業者が2(負担額)第1欄に掲げる負担額を負担する場合に適用します。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額  
第1 削除

2 負担額

区 分		単 位	料 金 額	備 考		
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円		
		(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	248 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円	
(2)光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	41 円			

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第1項から第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1)～(2) (略)

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1)～(2) (略)

別表2 接続形態  
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 2-2表の着信事業者欄に当社（電話網又は総合デジタル通信網に限ります。）と規定されている接続形態については、一般番号ポータビリティが行われた場合、着信事業者である当社を経由して移転先事業者へ接続されます。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p> <p>エ～シ (略)</p>

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1	当社	協定事業者	A 1	当社	当社	-	
2	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A 1	当社	当社	-	
4	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	

別表2 接続形態  
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 2-3表の着信事業者欄に当社又は協定事業者と規定されている接続形態については、固定番号ポータビリティが行われた場合、当社又は協定事業者のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続されます。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p> <p>エ～シ (略)</p> <p>ス 2-3表の第1表の発信事業者欄及び着信事業者欄いずれにおいても「当社」の記述がない接続形態について、当社のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続することがあります。この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p>

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1	当社	協定事業者	A 1	当社	当社	-	
2	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A 1	当社	当社	-	
4	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	
8	協定事業者	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	-	

様式第12（第21条第1項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

郵便番号  
（ふりがな）  
住 所  
（ふりがな）  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴社接続約款第21条（接続申込み）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第12（第21条第1項関係）

接続申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

郵便番号  
（ふりがな）  
住 所  
（ふりがな）  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴社接続約款第21条（接続申込み）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、この改正規定のうち、本附則第4項及び第5項については、令和7年1月1日から実施します。ただし、第3条（用語の定義）、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）、第47条（守秘義務）、第68条（手続費の支払義務）、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）、第74条の2（手続費の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費の遡及適用）、第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）、料金表に定める接続料、料金表第1表第2（網改造料）1（適用）第9欄、1-1（網改造料の対象となる機能）第73欄、第2表第1（工事費）1（適用）第6欄、第2（手続費）1（適用）第17欄、第4表（光信号引込等設備に係る負担額）、別表2（接続形態）並びに本附則第2項及び第3項については、当社の準備が整い次第実施します。

（ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置）

2 この改定規定の実施前に協定事業者が利用したルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る第74条の2（手続費の実績に基づく精算）に基づく遡及精算及び第75条（工事費及び手続費の遡及適用）に基づく実績精算については、なお従前のとおりとします。

（光信号引込等設備の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

3 この改正規定の実施より前に第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区 分		単 位	料 金 額	備 考		
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円		
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	248 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243 円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1光信号引込等設備ごとに月額	41 円			

- (2) 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する前項に規定する負担額の支払いを要しません。
- (3) 当社は、第1号に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(4) 当社が光信号引込等設備を撤去する場合における光信号引込等設備の取り扱いについては第 34 条の 6 (光信号引込等設備の取扱い) 第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定にかかわらずなお従前のとおりとし、協定事業者が負担する額については、次の算出式により算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

ア 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝〔(光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,887円)－光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕 × (1＋貸倒率)

(7) 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (25 年) × 365 (閏年にあつては366とします。))

(イ) 貸倒率については、第 1 表 (接続料金) 第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-3 (年額料金の算定に係る比率) によります。

イ 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
(7) 光信号引込等設備を撤去する場合	9,210円
(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	292円

(5) 当社は、第 1 号又は第 4 号に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

(メタル I P 電話接続機能及び光 I P 電話接続機能に係る経過措置)

4 令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、協定事業者が第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合であつて、当社のアナログ電話用設備 (事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) 第 3 条第 2 項第 3 号に規定するものをいいます。) 又は総合デジタル通信用設備 (同項第 5 号に規定するものをいいます。) である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則 (令和 4 年 5 月 27 日東相令第 21-00094 号及び西設相令第 000249 号) 第 2 項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額を、ワイヤレス固定電話用設備 (事業用電気通信設備規則第 3 条第 2 項第 4 号の 3 に規定するものをいいます。) である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則 (令和 5 年 5 月 26 日東相令第 22-00094 号及び西設相令第 000172 号) 第 2 項に規定する適用期間にかかわらず、附則 (令和 3 年 6 月 2 日東相令第 20-00078 号西設相令第 000216 号) 第 2 項に規定する光 I P 電話接続機能と同一の接続料を、それ以外の固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則 (令和 3 年 6 月 2 日東相令第 20-00078 号西設相令第 000216 号) 第 2 項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額をそれぞれ適用することとします。

(メタル I P 電話接続機能及び光 I P 電話接続機能の精算に関する特例措置)

5 当社は、令和 7 年度の接続料の改定等に係る東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請において、前項に係る機能及び料金額の変更が認可された場合は、第 74 条 (網使用料の実績に基づく精算) の規定にかかわらず、変更前の料金と変更後の料金との差額に、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じ

て得た額を協定事業者と精算するものとします。

( I P 網移行期の接続料における工事費に関する特例措置)

6 協定事業者が第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、P S T Nマイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合わせの場」）における協議の結果に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行うときは、当社は申込み時期にかかわらず、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第2項第4号に則り申込みされたものとみなします。

( I P 網移行期の接続料における網改造料に関する特例措置)

7 協定事業者が料金表第1表第2（網改造料）1－1表中第49欄の機能に係る設備を利用している場合であつて、意識合わせの場における協議の結果に基づき利用中止を申込みときは、第66条（網改造料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、意識合わせの場において合意した当該設備の利用中止の期日を含む月までの期間に係る当該網改造料の支払いを要するものとします。

技術的条件集

第1章 通則  
(略)

技術的条件集別表 2 5. 1

光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース 1)

[参考にした規格一覧]  
(略)

図 2-1 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に直接協定事業者が設置した電気通信設備で接続する場合)

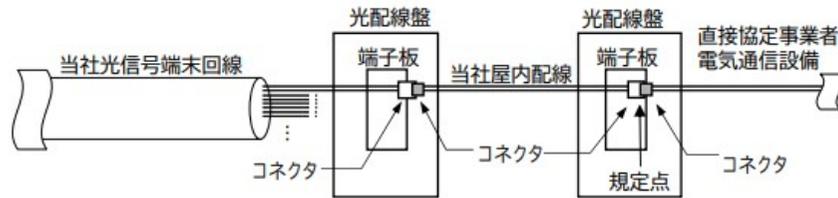
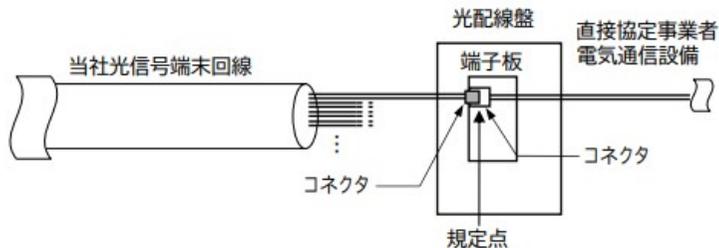


図 2-2 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に当社が設置した光配線盤で接続する場合)



技術的条件集

第1章 通則  
(略)

技術的条件集別表 2 5. 1

光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース 1)

[参考にした規格一覧]  
(略)

図 2-1 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に直接協定事業者が設置した電気通信設備で接続する場合)

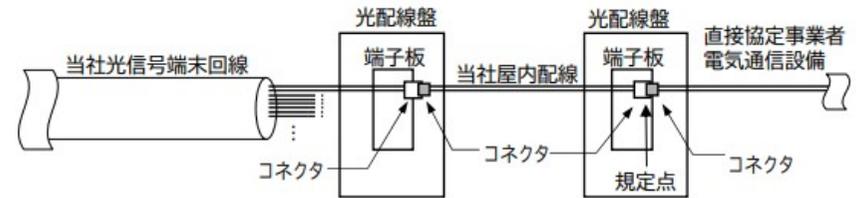


図 2-2 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に当社が設置した光配線盤で接続する場合)

※当社光信号端末回線-当社屋内配線間にて光配線盤を設けない場合も含む。

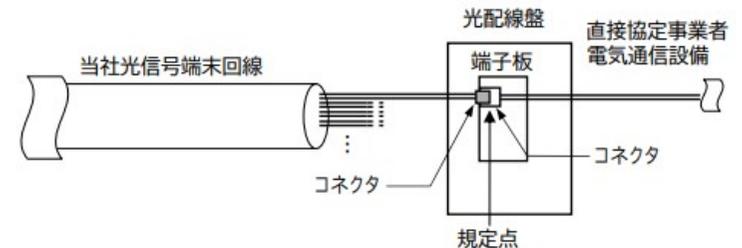


図3 インタフェース規定点(柱上箇所または利用者の建物に直接協定事業者が設置した光配線盤で接続する場合)  
(略)

技術的条件集別表25.4

光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線用インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第7版 (2006.11.27) 同期デジタルハイアラキーのNNI
- [3] TTC 標準 JT-G783 第3版 (2001.4.19) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第2版 (2004.4.20) SDH 網のジッタ・ワンダ規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks (SEC)
- [6] ITU-T 勧告 G.958 (11/94) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [11] IEEE 802.3ba 2010: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 4: Media access control parameters, Physical layers and management parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s operation

図3 インタフェース規定点(柱上箇所または利用者の建物に直接協定事業者が設置した光配線盤で接続する場合)  
(略)

技術的条件集別表25.4

光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線用インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第7版 (2006.11.27) 同期デジタルハイアラキーのNNI
- [3] TTC 標準 JT-G783 第3版 (2001.4.19) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第2版 (2004.4.20) SDH 網のジッタ・ワンダ規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks (SEC)
- [6] ITU-T 勧告 G.958 (11/94) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [11] IEEE 802.3ba 2010: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 4: Media access control parameters, Physical layers and management parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s operation
- [12] IEEE Std 802.3cu-2021: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength
- [13] ITU-T 勧告 G.959.1 (04/2016) Optical transport network physical layer interfaces
- [14] 100G Lambda MSA
- [15] IEEE std 802.3 clause 151
- [16] ITU-T 勧告 G.709 Interfaces for the optical transport network

1. インタフェース規定点と責任分界点  
(略)

2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイヤ 2 に Ethernet インタフェース利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用するもの  
とに分類される。サポートする IF 種別を以下に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、  
100GBASE-LR4、100GBASE-ER4

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

2. 1 Ethernet インタフェース仕様

2. 1. 1 物理的条件

Ethernet インタフェースにおける物理的条件は、IEEE802.3 規格の 1000BASE-SX、  
1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、IEEE802.3ba 規格の 100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4 に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

2. 1. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4 の場合、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を  
使用することとし、1000BASE-SX の場合は JIS C 6832 規格のマルチモード光フ  
ァイバ (2 芯) を使用することとする。

2. 1. 1. 2 コネクタ

(略)

2. 1. 2 光学的条件

(略)

図2-2の2 光パルスマスク (100GBASE-LR4/ER4)

1. インタフェース規定点と責任分界点  
(略)

2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイ  
ヤ 2 に Ethernet インタフェースを利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用する  
もの、OTU インタフェースを利用するものとに分類される。サポートする IF 種別を以下  
に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、  
100GBASE-LR4、100GBASE-ER4、400GBASE-FR4、400GBASE-LR4

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

OTU インタフェース : 4I1-9D1F (OTU4)

2. 1 Ethernet インタフェース仕様

2. 1. 1 物理的条件

Ethernet インタフェースにおける物理的条件は、IEEE802.3 規格の 1000BASE-  
SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、IEEE802.3ba 規格の 100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4、IEEE802.3cu 規格の 400GBASE-FR4、400GBASE-LR4 に準拠し、各々  
の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

2. 1. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4、400GBASE-FR4、400GBASE-LR4 の場合、JIS C 6835 規格のシング  
ルモード光ファイバ (2 芯) を使用することとし、1000BASE-SX の場合は JIS C  
6832 規格のマルチモード光ファイバ (2 芯) を使用することとする。

2. 1. 1. 2 コネクタ

(略)

2. 1. 2 光学的条件

(略)

図2-2の2 光パルスマスク (100GBASE-LR4/ER4)

2. 1. 2. 4 400Gbit/s インタフェース

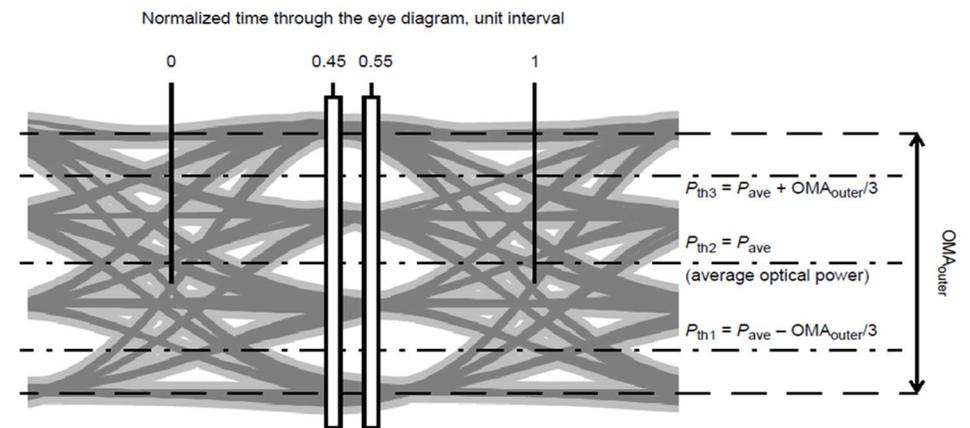
400GBASE-FR4 及び 400GBASE-LR4 の光学的条件を表 2-2 の 3、及び図 2-2 の  
3 に示す。詳細仕様は、100G Lambda MSA、IEEE std 802.3 clause 151 を参照

のこと。

表 2-2 の 3 400GBASE-FR4/400GBASE-LR4 の光学的条件

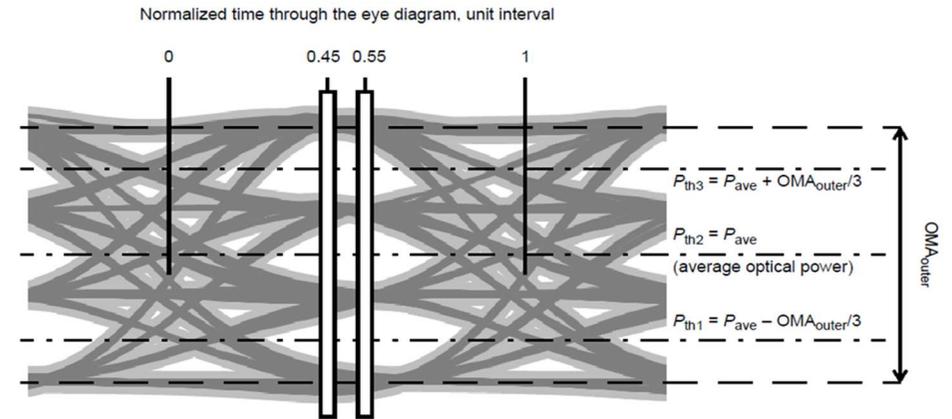
項目	単位	400GBASE-FR4	400GBASE-LR4
インタフェース速度	GBd	425	425
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	以下の 4 波の波長多重 1264.5~1277.5 [nm] 1284.5~1297.5 [nm] 1304.5~1317.5 [nm] 1324.5~1337.5 [nm]	以下の 4 波の波長多重 1264.5~1277.5 [nm] 1284.5~1297.5 [nm] 1304.5~1317.5 [nm] 1324.5~1337.5 [nm]
平均送出レベル	dBm	-0.3 (OMA) / -3.3 [dBm] ~ +3.5 [dBm]	+0.3 (OMA) ※for TDECQ < 1.4 dB -1.1+ TDECQ ※for 1.4 dB ≤ TDECQ ≤ 3.9 dB -2.7 [dBm] ~ +5.1 [dBm]
平均受信レベル	dBm	-2.6 (OMA) / -7.3 [dBm] ~ +3.5 [dBm]	-4.3 (OMA) / -9.0 [dBm] ~ +5.1 [dBm]
消光比 (最小)	dB	3.5	3.5
符号化形式		256B/257B	
光信号アイパターン		図 2-2 の 3 を参照	

1) 400G FR4



測定条件 400G FR4 MSA 3.6 (IEEE802.3 Clauses 121 を引用)  
 送信特性 400G FR4 MSA Table 2-3  
 Outer OMA 上限値 3.7 dBm  
                   下限値 -0.3 dBm  
 TDECQ 上限値 3.4 dB

2) 400G LR4



測定条件 400G LR4 MSA 3.6 (IEEE802.3 Clauses 121 を引用)  
 送信特性 400G LR4 MSA Table 2-3  
 Outer OMA 上限値 4.4 dBm  
                   下限値 -0.3 dBm for TDECQ < 1.4 dB  
                               -1.1 + TD dBm for 1.4dB ≤ TDECQ ≤ 3.9 dB  
 TDECQ 上限値 3.9 dB

図 2-2 の 3 光信号アイパターン (400GBASE-FR4/400GBASE-LR4)

2. 1. 3 論理的条件  
(略)

2. 2 SDH/SONET インタフェース仕様

2. 1. 3 論理的条件  
(略)

2. 2 SDH/SONET インタフェース仕様

(略)

2. 2. 5 その他詳細仕様

(略)

(略)

2. 2. 5 その他詳細仕様

(略)

2. 3 OTU インタフェース仕様

2. 3. 1 物理的条件

2. 3. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。

2. 3. 1. 2 コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

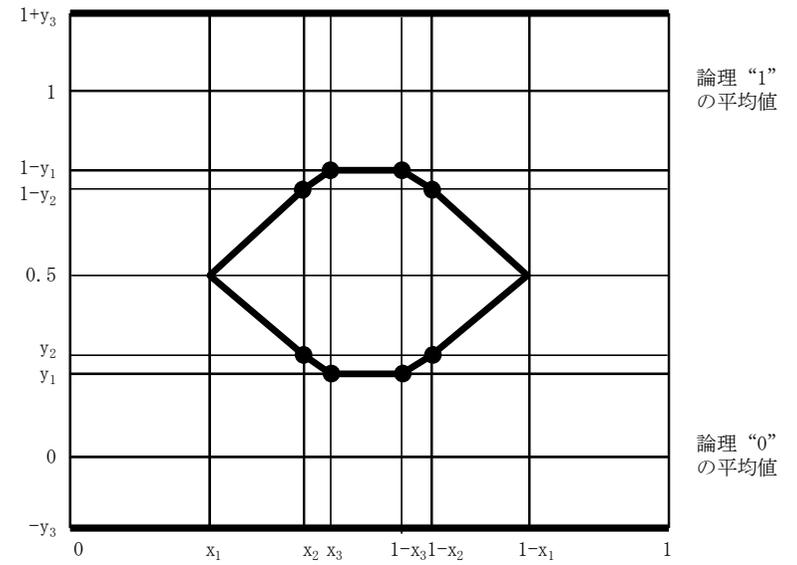
2. 3. 2 光学的条件

2. 3. 2. 1 OTU4 インタフェース

光学的条件を表 3-1、及び図 3-1 に示す。詳細仕様は、ITU-T G. 959.1 を参照のこと。

表 3-1 OTU4 の光学的条件

項目	単位	4I1-9D1F (OTU4)
インタフェース速度	GBd	111.809
信号速度偏差 (最大)	ppm	20
発振中心波長	nm	以下の 4 波の波長多重 1294.53~1296.59[nm] 1299.02~1301.09[nm] 1303.54~1305.63[nm] 1308.09~1310.19[nm]
平均送出レベル	dBm	-2.5[dBm/ch]~+2.9[dBm/ch] (消光比 7[dB] 以上) -0.6[dBm/ch]~+4[dBm/ch] (消光比 4~7[dB])
平均受信レベル	dBm	-8.8[dBm/ch]~+2.9[dBm/ch] (消光比<7[dB]) -6.9[dBm/ch]~+4[dBm/ch] (消光比 4~7[dB])
消光比 (最小)	dB	4[dB]~7[dB] または 7[dB] 以上
符号化形式		ITU-T G. 709 標準に準拠
送信光パルスマスク		図 3-1



適用範囲：4I1-9D1F (OTU4)

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソフィルタ

	100GbE
$x_1$	0.25
$x_2$	0.40
$x_3$	0.45
$y_1$	0.25
$y_2$	0.28
$y_3$	0.40

図3-1 光パルスマスク (4I1-9D1F (OTU4))

### 2. 3. 3 論理的条件

4I1-9D1F (OTU4) のフレームフォーマットは ITU-T G.709 標準に準拠することとし、フレーム内各フィールドの利用条件を図 3-2 の凡例に示す。

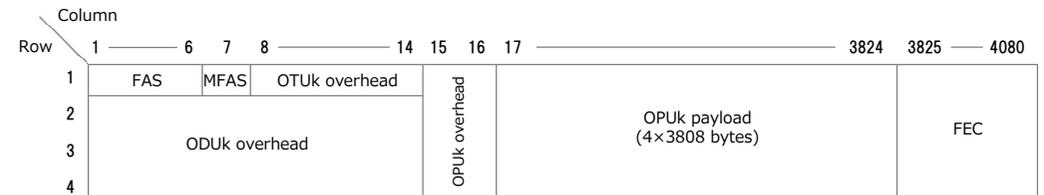


図 3-2 フレームフォーマット

工事費の算定根拠  
(NTT東日本)

固定番号ポータビリティ情報登録等工事費  
(平日昼間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.444 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,179 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(平日夜間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.383 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,351 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(平日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	8.458 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,548 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(土日祝日昼夜間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.654 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,401 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(土日祝日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	8.727 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,597 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

## 接続約款変更認可申請書

相制第 155500000365 号  
2024年9月30日総務大臣  
松本 剛明 殿

郵便番号 534-0024

住所 おおさかふおおさかしみやこじまくひがしのだまち  
大阪府大阪市都島区東野田町よんちょうめ ほん ごう  
四丁目15番82号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ  
西日本電信電話株式会社代表取締役社長 きたむら りょうた  
北村 亮太

登録年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則  
(用語の定義)  
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～86-2 (略)	(略)
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後(以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。)において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ
89 一般番号ポータビリティ	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則別表第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り、)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り、)

(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)  
第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料(番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。)、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件(技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。)のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分(選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。)について、第1条(約款の適用)の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は、その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定(施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。)を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。

第1章 総則  
(用語の定義)  
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～86-2 (略)	(略)
87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後(以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。)において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
87-2 固定番号ポータビリティ	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第1号に規定する電気通信番号を使用する固定電話サービスに係る番号ポータビリティ
88 着信課金番号ポータビリティ	番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ
89 削除	

(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)  
第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料(番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能、特別光信号中継伝送機能に係る付加機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。)、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件(技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。)のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分(選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。)について、第1条(約款の適用)の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間は、その契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定(施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。)を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施

## 第2章 接続する設備の範囲

### 第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(4)-2 (略)	(略)
(4)-3 特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤（波長分割多重装置に收容される分波光変換装置（特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。）に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

## 第3章 協定の締結手続き等

### 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号引込等設備の取扱い)

第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備（光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線收容キャビネット等（光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。）に直接收容等されるものをいいます。以下同じとします。）を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合（以下、当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。）、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。

2 (略)

3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとします。この場合において、当社はその光信号引込等設備を用いた再利用ができたか否か第1項の協定事業者に通知するものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することができるものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。

4 (略)

5 光信号引込等設備を設置するために他人（その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。）の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」といいます。）を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。この場合において、光信号引込等設備を撤去するときは、当社は第1項の協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤

設置負担金の支払いは要しません。

## 第2章 接続する設備の範囲

### 第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(4)-2 (略)	(略)
(4)-3 特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤（分波光変換装置（特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。）に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

## 第3章 協定の締結手続き等

### 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号引込等設備の取扱い)

第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備（光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線收容キャビネット等（光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとします。以下同じとします。）に直接收容等されるものをいいます。以下同じとします。）を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合（以下、当社の電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。）、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。

2 (略)

3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することができるものとします。

4 (略)

5 光信号引込等設備を設置するために他人（その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むものとします。以下この条において同じとします。）の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」といいます。）を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。

6 第1項の規定にかかわらず、当社が協定事業者から光信号分岐端末回線との接続の終了と同時に、現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたとき、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとします。また、光信号引込等設備を設置するために他人の土地等を利用している場合においてその他人から現に利用

去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。)。

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7

1～4 (略)

5 当社は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

(4) 一般番号ポータビリティに関し、接続申込者若しくは協定事業者の問い合わせにより、他の接続申込者名若しくは協定事業者名を通知する場合

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(23) (略)

(24) ルーティング番号登録工事(協定事業者の利用者による一般番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信50番号を登録する場合を含みます。以下同じとします。)、ルーティング番号等削除工事又はルーティング番号変更工事(以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。)の申込みを承諾したとき。

(25) その協定事業者が、同一番号移転可否情報の提供を受けたとき。

(光信号引込等設備に係る負担額の支払義務)

第68条の2 協定事業者は、第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日(その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。)の前日までの期間(光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。)に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第1(光信号引込等設備の維持等に係る負担額)に規定する負担額を支払うことを要します。

2 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべ

する光信号引込等設備の撤去を要望されたときは、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとし、この場合において、当社は協定事業者にその旨を通知するものとします(その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。)。

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7

1～4 (略)

5 当社は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置(第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第71欄を用いて接続する場合を除きます。)の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

(4) 削除

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(23) (略)

(24) 削除

(25) 削除

(光信号引込等設備に係る負担額の支払義務)

第68条の2 第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額を支払うことを要します。

き事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額の支払いを要しません。

3 当社は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第1（光信号引込等設備の維持等に係る負担額）に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項から第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第4表（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額を支払うことを要します。

#### 第4節 料金の計算及び支払い

（料金等の支払い）

第72条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額、割増金、違約金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める支払期日までに（当社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

（手続費の実績に基づく精算）

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

#### 第16章 雑則

（申込者情報確認結果の即時通知）

#### 第4節 料金の計算及び支払い

（料金等の支払い）

第72条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額、その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額、割増金、違約金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める支払期日までに（当社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

（手続費の実績に基づく精算）

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

#### 第16章 雑則

（申込者情報確認結果の即時通知）

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

- (1) (略)
- (2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。）の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合  
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者）とします。）

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第68欄を適用するときを除き、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2～(8)-3 (略)	(略)
(8)-4 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金の適用	ア 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、2（料金額）2-2第4欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者（この欄において移転先事業者をいいます。）の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、）を協定事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、）及び特定端末系事業者と協定を締結している電気通事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（特定端末系事業者の接続対象地域内における電気通信番号数に限り、）の合計（一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当社及び特定端末系事業者の音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号数を含みます。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者に適用します。 イ 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金に相当する額については、その機能を利用した通信に係る利用者料金を設定する電気通事業者が負担することとなりますが、当社は、その機能に係る料金につ

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

- (1) (略)
- (2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。）の代行申込み及び協定事業者の電気通信サービスへの固定番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合  
利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者）とします。）

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第68欄または第71欄を適用するときを除き、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(8)-2～(8)-3 (略)	(略)
(8)-4 削除	
(8)-5～(12)-3 (略)	(略)
(12)-4 端末回線伝送機能及び特別光信号中継伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-5-3-2に掲げる料金額を組み合わせ適用します。

	いて、接続料規則第15条の2ただし書の規定に基づき、アのとおり適用するものとします。
(8)-5~(12)-3 (略)	(略)

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,416,667円	_____

第2 網改造料

1 適用

区分	内容
(1)~(7) (略)	(略)

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	_____	_____	_____
(4) 削除	_____	_____	_____

第2 網改造料

1 適用

区分	内容
(1)~(7) (略)	(略)
(8) 特別光信号中継伝送機能に係る付加機能の適用	特別光信号中継伝送機能に係る付加機能は、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄に規定する機能、2-5-3-2に規定する機能及び第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第63欄に規定する機能と組み合わせて提供します。
(9) 光回線再利用に係る機能の適用	光信号分岐端末回線の接続の終了と同時に当社の光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの（以下「光コラボ回線」といいます。）の利用を開始する場合又は光コラボ回線の利用の終了と同時に光信号分岐端末回線の接続を開始する場合における光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用（以下「光回線再利用」といいます。）に係る機能について、次に掲げる方法により適用します。 ア 光回線再利用に係る機能の利用を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第21条（接続申込み）に規定する接続申込みを行うことを要します。 （1）1月以降の利用開始の場合、前年の9月まで （2）4月以降の利用開始の場合、前年の12月まで （3）7月以降の利用開始の場合、同年の3月まで （4）10月以降の利用開始の場合、同年の6月まで イ 光回線再利用に係る機能の利用中止を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期間以内に、第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項に規定する申込みを行うことを要します。 （1）3月の利用中止の場合、前年の12月まで

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(70) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) ルーティング番号登録 工事費及びルーティング 番号変更工事費の適用	<p>ア ルーティング番号（一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります。）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年 総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を含みます。以下、この欄並びに2（工事費の額）2-1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。）に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に収容されている場合及び当初は現用のISM交換機に収容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>イ 協定事業者の利用者による番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合は、2（工事費の額）2-1第25欄ア(7)欄に掲げる料金額にイ(4)欄に掲げる料金額を加えた額を組み合わせ適用します。</p>

2 工事費の額

- 2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備考
(1)～(24) (略)	—	—	—

- (2) 6月の利用中止の場合、同年の3月まで  
(3) 9月の利用中止の場合、同年の6月まで  
(4) 12月の利用中止の場合、同年の9月まで

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(70) (略)	(略)
(71) 特別光信号中継伝送 機能に係る付加機能	通信用建物以外に設置する分波光変換装置と接続する機能
(72) 光回線再利用に係る 機能	<p>ア 光回線再利用を行うための機能 イ 接続申込者が光回線再利用に用いる転用承諾番号の払出等をする場合に利用する付加機能</p>

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 削除	—

2 工事費の額

- 2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備考
(1)～(24) (略)	—	—	—

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,120 円	移転先事業者に適用しません。
					平日夜間	1,293 円	
					平日深夜	1,491 円	
					土日祝日 昼夜間	1,343 円	
					土日祝日 深夜	1,541 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
			平日夜間	792 円			
			平日深夜	913 円			
			土日祝日 昼夜間	822 円			
			土日祝日 深夜	943 円			
イ 加算額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額（加算する額に限ります。）に相当する額				
			(イ) 当社が保有する未利用の電気通信	1 件ごとに	1,530 円		

(25) 固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用	1 電気通信番号ごとに	平日 昼間	1,120 円	移転先事業者に適用しません。				
			平日 夜間	1,293 円					
			平日 深夜	1,491 円					
			土日 祝日 昼夜間	1,343 円					
			土日 祝日 深夜	1,541 円					
			(26) ~ (26)-2 削除						

			番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1 電気通信番号ごとに	1,530 円		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,120 円	—
					平日夜間	1,293 円	
					平日深夜	1,491 円	
					土日祝日 昼夜間	1,343 円	
					土日祝日 深夜	1,541 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
		平日夜間	671 円				
		平日深夜	774 円				
		土日祝日 昼夜間	697 円				
		土日祝日 深夜	800 円				
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	1,255 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	1,449 円	
					平日深夜	1,569 円	
					土日祝日 昼夜間	1,504 円	
土日祝日 深夜	1,726 円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者				平日昼間	581 円	
平日夜間	671 円						
平日深夜	774 円						
土日祝日 昼夜間	697 円						

				回線番号ごとに	土日祝日 深夜	800円	
(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,240円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,587円	
					平日深夜	2,983円	
					土日祝日 昼夜間	2,685円	
					土日祝日 深夜	3,081円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
		平日夜間	1,166円				
		平日深夜	1,345円				
		土日祝日 昼夜間	1,211円				
		土日祝日 深夜	1,389円				
			イ 加算額	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額（加算する額に限りません。）に相当する額		

第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) ルーティング番号登録工事等受付手続費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第27欄ア(7)②欄に掲げる手続費については、ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施し、工事可能と回答した場合には、同欄ア(7)①欄と組み合わせて適用します。

2 手続費の額  
2-1 手続費

区分					単位	手続費の額	備考
(1)～(26) (略)							
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	(7)(イ)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,711円	
				② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	306円	

第2 手続費  
1 適用

区分	内容
(1)～(16) (略)	(略)
(17) 削除	

2 手続費の額  
2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考
(1)～(26) (略)			
(27)～(28) 削除			

			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	58円	—
			(イ) 当社が指定した電気通信回	1件ごとに	58円	—

			線設備を通じて 申込みを行う場 合			
		イ	当社が指定した電気通 信回線設備を通じてルー ティング番号等削除工事 (ルーティング番号のみ を削除する場合に限りま す。)又はルーティング 番号変更工事の申込みを 行う場合	1件ごとに	96円	—
(28) 同一番号 移転可否情 報調査費	同一番 号移転 可否情 報を提 供する 手続き に要す る費用	ア	イ以外の場合	1電気通信番号ご との1件ごとに	747円	—
		イ	当社が指定した電気通 信回線設備を通じて調査 を行う場合	1電気通信番号ご との1件ごとに	296円	—

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 適用

区 分	内 容
(1) 光信号引込等設備維持負 担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端 末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線 に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2) 光信号引込等設備管理負 担額の適用	2(負担額)第2欄に掲げる負担額については、協定事業者が2(負担額)第1 欄に掲げる負担額を負担する場合に適用します。

2 負担額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
-----	-----	-------	-----

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 削除

(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	458 円		
		(1) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	463 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	458 円	
(2)光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1光信号引込等設備ごとに月額	76 円		

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第1項から第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額=光信号引込等設備の未償却残高+光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1)~(2) (略)

別表2 接続形態

1 適用

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額=光信号引込等設備の未償却残高+光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1)~(2) (略)

別表2 接続形態

1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア～イ (略) ウ 2-2表の着信事業者欄に当社（電話網又は総合デジタル通信網に限ります。）と規定されている接続形態については、 <u>一般番号ポータビリティが行われた場合、着信事業者である当社を経由して移転先事業者に接続されます。</u> この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。 エ～シ (略)

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア～イ (略) ウ 2-3表の着信事業者欄に当社又は協定事業者と規定されている接続形態については、 <u>固定番号ポータビリティが行われた場合、当社又は協定事業者のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続されます。</u> この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。 エ～シ (略) ス 2-3表の第1表の発信事業者欄及び着信事業者欄いずれにおいても「当社」の記述がない接続形態について、 <u>当社のENUMサーバによる番号解決により着信事業者へ接続することがあります。</u> この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1	当社	協定事業者	A1	当社	当社	-	
2	当社	協定事業者	Q1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A1	当社	当社	-	
4	協定事業者	当社	Q1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事業者	当社	A1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事業者	Q1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事業者	当社	Q1	協定事業者	当社	協定事業者	

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1	当社	協定事業者	A1	当社	当社	-	
2	当社	協定事業者	Q1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A1	当社	当社	-	
4	協定事業者	当社	Q1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
5	協定事業者	当社	A1	当社	協定事業者	-	
6	当社	協定事業者	Q1	協定事業者	当社	協定事業者	
7	協定事業者	当社	Q1	協定事業者	当社	協定事業者	
8	協定事業者	協定事業者	Q1	協定事業者	協定事業者	-	

様式第12（第21条第1項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

貴社接続約款第21条（接続申込み）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第12（第21条第1項関係）

接続申込書

第 号  
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

貴社接続約款第21条（接続申込み）第1項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、この改正規定のうち、本附則第4項及び第5項については、令和7年1月1日から実施します。ただし、第3条（用語の定義）、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）、第47条（守秘義務）、第68条（手続費の支払義務）、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）、第74条の2（手続費の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費の遡及適用）、第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）、料金表に定める接続料、料金表第1表第2（網改造料）1（適用）第9欄、1-1（網改造料の対象となる機能）第72欄、第2表第1（工事費）1（適用）第6欄、第2（手続費）1（適用）第17欄、第4表（光信号引込等設備に係る負担額）、別表2（接続形態）並びに本附則第2項及び第3項については、当社の準備が整い次第実施します。

(ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置)  
2 この改定規定の実施前に協定事業者が利用したルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る第74条の2（手続費の実績に基づく精算）に基づく遡及精算及び第75条（工事費及び手続費の遡及適用）に基づく実績精算については、なお従前のとおりとします。  
(光信号引込等設備の接続料の算定方法見直しに係る経過措置)

3 この改正規定の実施より前に第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の2（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 協定事業者は、第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は1日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区 分	単 位	料 金 額	備 考
-----	-----	-------	-----

ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	458 円		
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額		463 円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額		458 円
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1光信号引込等設備ごとに月額	76 円		

(2) 協定事業者は、前項の期間において、当社が電気通信事業を休止したことにより又は当社の責めに帰すべき事由により光信号引込等設備を維持等できない状態が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の維持等ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する前項に規定する負担額の支払いを要しません。

(3) 当社は、第1号に規定する負担額について、その維持等した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、前項に規定する負担額の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(4) 当社が光信号引込等設備を撤去する場合における光信号引込等設備の取り扱いについては第34条の6

(光信号引込等設備の取扱い) 第3項、第5項又は第6項の規定にかかわらずなお従前のとおりとし、協定事業者が負担する額については、次の算出式により算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

ア 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝{(光信号引込等設備の取得固定資産価額(22,266円)－光信号引込等設備の残存価額)×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}×(1＋貸倒率)

(7) 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／(光信号引込等設備の耐用年数(25年)×365(閏年にあつては366とします。))

(4) 貸倒率については、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

イ 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
(7) 光信号引込等設備を撤去する場合	17,111円
(4) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	315円

(5) 当社は、第1号又は第4号に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

(メタルIP電話接続機能及び光IP電話接続機能に係る経過措置)

4 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間、協定事業者が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合であつて、当社のアナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第3条第2項第3号に規定するものをいいます。)又は総合デジタル通信用設備(同項第5号に規定するものをいいます。)である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則(令和4年5月27日東相制第21-00094号及び西設相制第000249号)第2項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額を、ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第3条第2項第4号の3に規定するものをいいます。)である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則(令和5年5月26日東相制第22-00094号及び西設相制第000172号)第2項に規定する適用期間にかかわらず、附則(令和3年6月2日東相制第20-00078号西設相制第000216号)第2項に規定する光IP電話接続機能と同一の接続料を、それ以外の固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信する場合又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、附則(令和3年6月2日東相制第20-00078号西設相制第000216号)第2項に規定する適用期間にかかわらず、同項に規定する料金額をそれぞれ適用することとします。

(メタルIP電話接続機能及び光IP電話接続機能の精算に関する特例措置)

5 当社は、令和7年度の接続料の改定等に係る東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請において、前項に係る機能及び料金額の変更が認可された場合は、第74条(網使用料の実績に基づく精算)の規定にかかわらず、変更前の料金と変更後の料金との差額に、令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとします。

( I P 網移行期の接続料における工事費に関する特例措置)

6 協定事業者が第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、P S T Nマイグレーションに係る多数の関係電気通信事業者による協議の場（以下、「意識合わせの場」）における協議の結果に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行うときは、当社は申込み時期にかかわらず、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第2項第4号に則り申込みされたものとみなします。

( I P 網移行期の接続料における網改造料に関する特例措置)

7 協定事業者が料金表第1表第2（網改造料）1－1表中第47欄の機能に係る設備を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき利用中止を申込むときは、第66条（網改造料の支払義務）第1項の規定にかかわらず、意識合わせの場において合意した当該設備の利用中止の期日を含む月までの期間に係る当該網改造料の支払いを要するものとします。

技術的条件集

第1章 通則  
(略)

技術的条件集別表 2.5.1

光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース 1)

[参考にした規格一覧]  
(略)

図2-1 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に直接協定事業者が設置した電気通信設備で接続する場合)

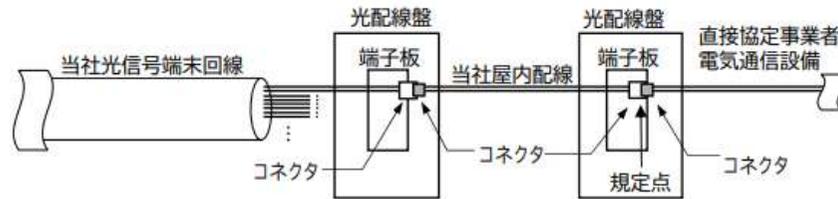
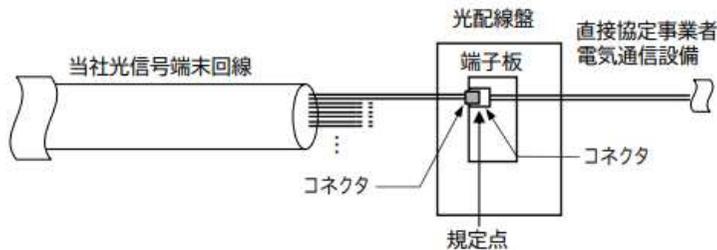


図2-2 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に当社が設置した光配線盤で接続する場合)



技術的条件集

第1章 通則  
(略)

技術的条件集別表 2.5.1

光信号回線接続インタフェース仕様 (光信号端末回線用インタフェース 1)

[参考にした規格一覧]  
(略)

図2-1 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に直接協定事業者が設置した電気通信設備で接続する場合)

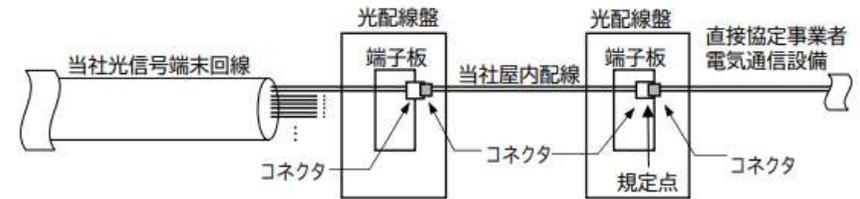


図2-2 インタフェース規定点 (直接協定事業者が当社屋内配線を利用し、利用者の建物に当社が設置した光配線盤で接続する場合)

※当社光信号端末回線-当社屋内配線間にて光配線盤を設けない場合も含む。

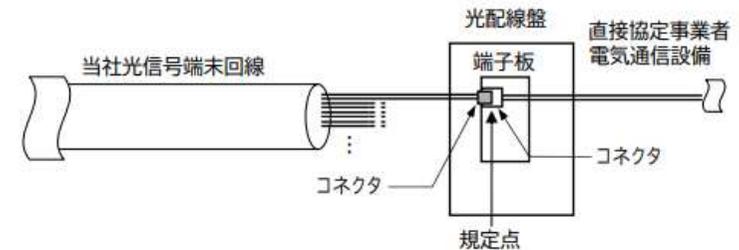


図3 インタフェース規定点(柱上箇所または利用者の建物に直接協定事業者が設置した光配線盤で接続する場合)  
(略)

技術的条件集別表 2 5. 4

光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線用インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第7版 (2006.11.27) 同期デジタルハイアラキーのNNI
- [3] TTC 標準 JT-G783 第3版 (2001.4.19) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第2版 (2004.4.20) SDH 網のジッタ・ワンドラ規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks (SEC)
- [6] ITU-T 勧告 G.958 (11/94) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [11] IEEE 802.3ba 2010: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 4: Media access control parameters, Physical layers and management parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s operation

図3 インタフェース規定点(柱上箇所または利用者の建物に直接協定事業者が設置した光配線盤で接続する場合)  
(略)

技術的条件集別表 2 5. 4

光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線用インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第7版 (2006.11.27) 同期デジタルハイアラキーのNNI
- [3] TTC 標準 JT-G783 第3版 (2001.4.19) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第2版 (2004.4.20) SDH 網のジッタ・ワンドラ規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks (SEC)
- [6] ITU-T 勧告 G.958 (11/94) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [11] IEEE 802.3ba 2010: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 4: Media access control parameters, Physical layers and management parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s operation
- [12] IEEE Std 802.3cu-2021: Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength
- [13] ITU-T 勧告 G.959.1 (04/2016) Optical transport network physical layer interfaces
- [14] 100G Lambda MSA
- [15] IEEE std 802.3 clause 151
- [16] ITU-T 勧告 G.709 Interfaces for the optical transport network

1. インタフェース規定点と責任分界点  
(略)

2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイヤ 2 に Ethernet インタフェース利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用するもの  
とに分類される。サポートする IF 種別を以下に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、  
100GBASE-LR4、100GBASE-ER4

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

2. 1 Ethernet インタフェース仕様

2. 1. 1 物理的条件

Ethernet インタフェースにおける物理的条件は、IEEE802.3 規格の 1000BASE-SX、  
1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、IEEE802.3ba 規格の 100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4 に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

2. 1. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4 の場合、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を  
使用することとし、1000BASE-SX の場合は JIS C 6832 規格のマルチモード光  
ファイバ (2 芯) を使用することとする。

2. 1. 1. 2 コネクタ

(略)

2. 1. 2 光学的条件

(略)

図2-2の2 光パルスマスク (100GBASE-LR4/ER4)

1. インタフェース規定点と責任分界点  
(略)

2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイヤ 2 に Ethernet インタフェースを利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用するもの、OTU インタフェースを利用するものとに分類される。サポートする IF 種別を以下に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、  
100GBASE-LR4、100GBASE-ER4、400GBASE-FR4、400GBASE-LR4

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

OTU インタフェース : 4I1-9D1F (OTU4)

2. 1 Ethernet インタフェース仕様

2. 1. 1 物理的条件

Ethernet インタフェースにおける物理的条件は、IEEE802.3 規格の 1000BASE-SX、  
1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、IEEE802.3ba 規格の 100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4、IEEE802.3cu 規格の 400GBASE-FR4、400GBASE-LR4 に準拠し、各々の  
転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

2. 1. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER、100GBASE-LR4、  
100GBASE-ER4、400GBASE-FR4、400GBASE-LR4 の場合、JIS C 6835 規格のシング  
ルモード光ファイバ (2 芯) を使用することとし、1000BASE-SX の場合は JIS C  
6832 規格のマルチモード光ファイバ (2 芯) を使用することとする。

2. 1. 1. 2 コネクタ

(略)

2. 1. 2 光学的条件

(略)

図2-2の2 光パルスマスク (100GBASE-LR4/ER4)

2. 1. 2. 4 400Gbit/s インタフェース

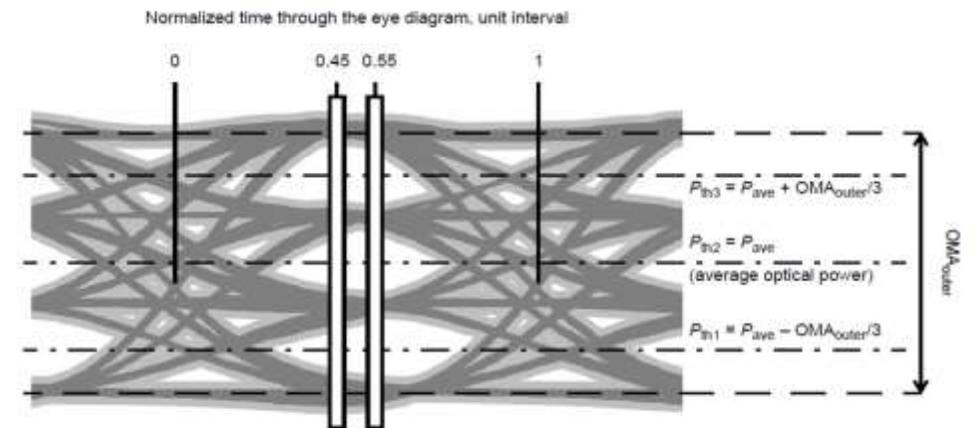
400GBASE-FR4 及び 400GBASE-LR4 の光学的条件を表 2-2 の 3、及び図 2-2 の  
3 に示す。詳細仕様は、100G Lambda MSA、IEEE std 802.3 clause 151 を参照

のこと。

表 2-2 の 3 400GBASE-FR4/400GBASE-LR4 の光学的条件

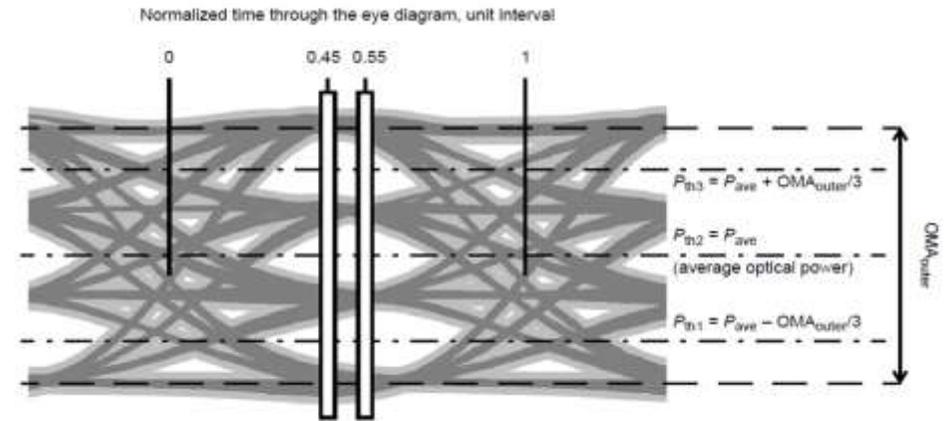
項目	単位	400GBASE-FR4	400GBASE-LR4
インタフェース速度	GBd	425	425
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	以下の 4 波の波長多重 1264.5~1277.5[nm] 1284.5~1297.5[nm] 1304.5~1317.5[nm] 1324.5~1337.5[nm]	以下の 4 波の波長多重 1264.5~1277.5[nm] 1284.5~1297.5[nm] 1304.5~1317.5[nm] 1324.5~1337.5[nm]
平均送出レベル	dBm	-0.3 (OMA) / -3.3 [dBm] ~ +3.5 [dBm]	+0.3 (OMA) ※for TDECQ < 1.4 dB -1.1 + TDECQ ※for 1.4 dB ≤ TDECQ ≤ 3.9 dB -2.7 [dBm] ~ +5.1 [dBm]
平均受信レベル	dBm	-2.6 (OMA) / -7.3 [dBm] ~ +3.5 [dBm]	-4.3 (OMA) / -9.0 [dBm] ~ +5.1 [dBm]
消光比 (最小)	dB	3.5	3.5
符号化形式		256B/257B	
光信号アイパターン		図 2-2 の 3 を参照	

1) 400G FR4



測定条件 400G FR4 MSA 3.6 (IEEE802.3 Clauses 121 を引用)  
 送信特性 400G FR4 MSA Table 2-3  
 Outer OMA 上限値 3.7 dBm  
                   下限値 -0.3 dBm  
 TDECQ 上限値 3.4 dB

2) 400G LR4



測定条件 400G LR4 MSA 3.6 (IEEE802.3 Clauses 121 を引用)  
 送信特性 400G LR4 MSA Table 2-3  
 Outer OMA 上限値 4.4 dBm  
                   下限値 -0.3 dBm for TDECQ < 1.4 dB  
                               -1.1 + TD dBm for 1.4dB ≤ TDECQ ≤ 3.9 dB  
 TDECQ 上限値 3.9 dB

図 2-2 の 3 光信号アイパターン (400GBASE-FR4/400GBASE-LR4)

2. 1. 3 論理的条件  
(略)

2. 2 SDH/SONET インタフェース仕様

2. 1. 3 論理的条件  
(略)

2. 2 SDH/SONET インタフェース仕様

(略)  
 2. 2. 5 その他詳細仕様  
 (略)

(略)  
 2. 2. 5 その他詳細仕様  
 (略)

2. 3 OTU インタフェース仕様

2. 3. 1 物理的条件

2. 3. 1. 1 ケーブル

光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。

2. 3. 1. 2 コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

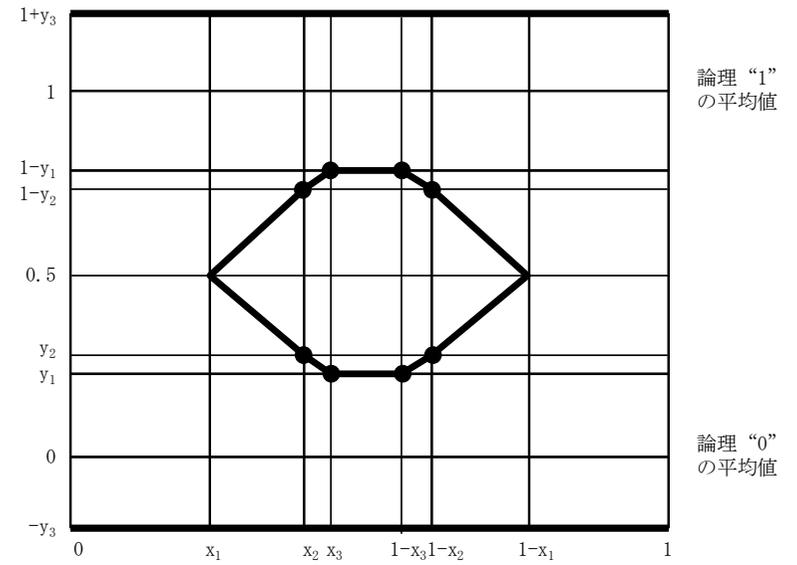
2. 3. 2 光学的条件

2. 3. 2. 1 OTU4 インタフェース

光学的条件を表 3-1、及び図 3-1 に示す。詳細仕様は、ITU-T G. 959.1 を参照のこと。

表 3-1 OTU4 の光学的条件

項目	単位	4I1-9D1F (OTU4)
インタフェース速度	GBd	111.809
信号速度偏差 (最大)	ppm	20
発振中心波長	nm	以下の 4 波の波長多重 1294.53~1296.59[nm] 1299.02~1301.09[nm] 1303.54~1305.63[nm] 1308.09~1310.19[nm]
平均送出レベル	dBm	-2.5[dBm/ch]~+2.9[dBm/ch] (消光比 7[dB]以上) -0.6[dBm/ch]~+4[dBm/ch] (消光比 4~7[dB])
平均受信レベル	dBm	-8.8[dBm/ch]~+2.9[dBm/ch] (消光比<7[dB]) -6.9[dBm/ch]~+4[dBm/ch] (消光比 4~7[dB])
消光比 (最小)	dB	4[dB]~7[dB]または 7[dB]以上
符号化形式		ITU-T G. 709 標準に準拠
送信光パルスマスク		図 3-1



適用範囲：4I1-9D1F (OTU4)

測定条件： $f-3\text{dB}$ が伝送ビットレート $\times 0.75$ の4次低通フィルタ

	100GbE
$x_1$	0.25
$x_2$	0.40
$x_3$	0.45
$y_1$	0.25
$y_2$	0.28
$y_3$	0.40

図3-1 光パルスマスク (4I1-9D1F (OTU4))

### 2. 3. 3 論理的条件

4I1-9D1F(OTU4)のフレームフォーマットは ITU-T G.709 標準に準拠することとし、フレーム内各フィールドの利用条件を図 3-2 の凡例に示す。

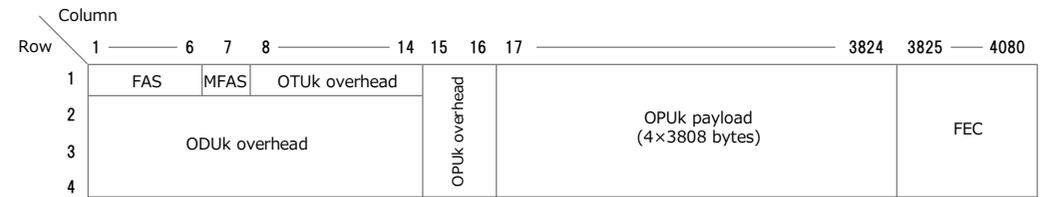


図 3-2 フレームフォーマット

工事費の算定根拠  
(NTT西日本)

・固定番号ポータビリティ情報登録等工事費  
(平日昼間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.121 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1.120 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(平日夜間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.067 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1.293 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(平日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	8.149 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1.491 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(土日祝日昼夜間)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.337 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1.343 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$

(土日祝日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	8.419 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.183 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1.541 (単位:円)	$(① \times ②) \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率})$